

# さいたま市消防力 整備計画

令和7（2025）年度改定版



令和3（2021）年3月策定

さいたま市消防局  
Saitama City Fire Bureau

## 改定にあたって

さいたま市消防力整備計画は、地域の安全を確保し、災害に強いまちづくりを推進するために非常に重要な計画であり、消防力の強化は、市民の生命、身体、財産を守るための基盤となります。前期計画期間（令和3（2021）年度から令和7（2025）年度まで）については、猛威を振るった新型コロナウイルス感染症への対応、増加する救急需要への対応及び自然災害の頻発等、その規模や頻度が増している中で、本市に必要な消防力の整備を図ってきたところです。

改定にあたっては、現行の消防体制や前期計画期間内の成果を詳細に分析しながら、前述のような変化の著しい社会環境に的確に対応できる整備目標を設定し、真に災害に強いレジリエントシティを実現するため、強固な消防組織の構築を推進してまいります。



[令和3年12月に供用開始した中央消防署]



[市内初の屋内訓練棟（中央消防署）]

## 目次

序論 計画の全体像 .....	1
第1章 計画策定にあたって .....	2
第1節 計画策定の目的 .....	2
第2節 計画の構成と期間 .....	3
第3節 計画の位置付け .....	4
第4節 計画の進行管理 .....	6
第2章 時代の傾向 .....	7
第1節 全国の消防行政を取り巻く環境 .....	7
第2節 本市の将来予測と諸課題 .....	9
第3節 安全・安心に対する意識の変化 .....	14
第4節 感染症等に対する消防局の備え .....	16
第5節 持続可能な社会の実現（SDGs） .....	17
第6節 市民との協働 .....	18
第1部 本市消防力の分析 .....	20
第1章 前期整備計画の振り返り .....	21
第2章 本市消防力の現状分析 .....	25
第1節 国が示す基準との比較 .....	25
第2節 大都市の消防力整備状況 .....	26
第3節 外部機関による定量的な分析 .....	27
第3章 消防需要の将来予測 .....	38
第1節 救急需要の推計 .....	38
第2節 定性的な消防需要の変化 .....	42
第2部 分析を踏まえた5年後に目指す消防体制の理想像 .....	43
第1章 消防需要の変化への対応 .....	44
第2章 消防力整備の方向性 .....	45
第3部 消防署所整備計画（10年間） .....	46
第1章 基本的な考え方 .....	47
第2章 消防局及び消防署所の規模 .....	49
第3章 消防署所の適正配置 .....	50
第4章 消防署所の整備 .....	51
第4部 消防車両整備計画・人員整備計画（後期5年間） .....	59
第1章 基本的な考え方 .....	60
第2章 消防車両の整備 .....	61
第3章 人員の整備 .....	87
第5部 あらゆる災害に備えるために .....	92
第1章 大規模災害への備え .....	93
第1節 大規模災害に対する体制整備 .....	93
第2節 受援機能を有する大規模訓練施設の整備 .....	94
第2章 総合的取組 .....	96
第3章 将来展望 .....	99
～おわりに～ .....	100
参考資料 .....	101

序論 計画の全体像

## 第1章 計画策定にあたって

### 第1節 計画策定の目的

本市の消防は、平成13(2001)年5月の3市合併により、旧浦和市消防本部、旧大宮市消防本部及び旧与野市消防本部が合併し、さいたま市消防本部が誕生しました。その後、平成15(2003)年4月の指定都市<sup>※1</sup>への移行に伴い、さいたま市消防局と改称し、平成17(2005)年4月の岩槻市編入合併に伴い旧岩槻市消防本部との合併を経てきました。

本市の消防力は、合併前におけるそれぞれの消防本部の消防力を引き継いだ形で運用してきましたが、少子高齢化の進行や行政需要の増大など、社会情勢の変化を踏まえ、限られた財源や人材を重点的に配分し、効率的で効果的な行財政運営を進めるために、国が示す「消防力の整備指針」(平成12年消防庁告示第1号。以下「整備指針」という。)と、平成21年度に実施した「さいたま市消防力適正配置調査」を踏まえ、平成23(2011)年8月に「さいたま市消防力整備計画」(以下「前整備計画」という。)を策定しました。 *[Plan]*

前整備計画は、社会情勢、市民のニーズ、人口、道路状況、木造建築物の密集度、災害発生状況、消防活動体制等から分析を行い、本市の実情に応じた消防力整備を計画し、平成23(2011)年度から令和2(2020)年度までの10年間に、消防署所、消防車両、人員の整備を図ってきました。 *[Do]*

その間、本市は平成30(2018)年9月に人口130万人を超え、首都圏有数の大都市として順調に発展を続け、都市計画道路の整備や準防火地域の指定区域の拡大などにより、前整備計画が前提としてきた本市の実情は大きく変化してきました。また、今後は、少子高齢化に伴う高齢世帯の増加、公共施設の老朽化による大規模改修や建替えの必要、その他社会保障費の増加などが見込まれ、本市を取り巻く環境は大変厳しいものになると考えられます。市民の安全・安心を持続的に確保していくため、異常気象や高齢者の増加、建築物の複雑化などにより、救急要請の増加や大規模な自然災害の発生など将来見込まれる課題を見極め、的確に対応していく必要があります。 *[Check]*

本計画の策定にあたっては、一般財団法人消防防災科学センターに消防力適正配置調査を業務委託し、客観的かつ科学的な分析、調査を実施するとともに、消防防災分野に知見のある有識者等を委員とした次期消防力整備計画協議会を設置し、協議を行ってきました。

本計画は、適正配置調査の結果や協議会の意見を踏まえ、市民の安全・安心を守るために必要な消防・救急体制を構築することを目的に策定するものです。 *[Action]*

※1 地方自治法第252条の19に基づく指定都市

## 第2節 計画の構成と期間

本計画は、序論「計画の全体像」に始まり、「本市消防力の分析」、「分析を踏まえた5年後に目指す消防体制の理想像」、「消防署所整備計画」、「消防車両整備計画・人員整備計画」、「あらゆる災害に備えるために」の5部で構成されます。

計画期間については、社会経済情勢が激しく変化し、将来の本市を取り巻く状況の予測が難しい時代に即応し、計画の実行性を確保していくため、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とします。ただし、社会的に大きな影響を与えるような災害の発生や、整備指針の改正に柔軟に対応するため、「消防車両整備計画・人員整備計画」については計画期間を5年とし、PDCAを踏まえ、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの後期5年の計画（以下「後期計画」という。）を定めました。

### 序論 計画の全体像

計画策定の目的、計画の構成と期間、計画の位置付けなどを示しています。

### 第1部 本市消防力の分析

前期整備計画の整備効果や将来の消防需要予測などを示しています。

### 第2部 分析を踏まえた5年後に目指す消防体制の理想像

分析を踏まえ、消防が果たすべき役割や消防の理想像などを示しています。

### 第3部 消防署所整備計画（10年間）

理想像を実現するために10年間で取り組む消防署所の整備計画を示しています。

### 第4部 消防車両整備計画・人員整備計画（後期5年間）

理想像を実現するために5年間で取り組む消防車両、人員の整備計画を示しています。

### 第5部 あらゆる災害に備えるために

理想像を実現するためには、消防力整備以外の取組も必要なことから、大規模災害への備え、総合的取組及び将来展望などについても示しています。

## 第3節 計画の位置付け

### 1 さいたま市総合振興計画基本計画との関係

本計画は、整備指針を踏まえ、さいたま市総合振興計画基本計画（令和2（2020）年12月策定。以下「総合振興計画」という。）に付随する個別計画として策定するもので、総合振興計画に規定する『必要となる施設や人員等をハード・ソフト両面から計画的に整備する』という施策を具体化するものです。

#### 第10章 防災・消防

##### 第1節 災害に強い都市の構築

##### 施策（3）消防・救急体制の充実強化

- ▶ 大規模・多様化する火災や自然災害等の各種災害から、市民の生命と財産を迅速・的確に守るため、必要となる施設や人員等をハード・ソフト両面から計画的に整備することで、災害を防除し、災害による被害の軽減を図ります。
- ▶ 市民・事業者に対する防火思想の普及啓発等により、火災の発生防止と被害の軽減及び高齢者被害の低減を図るための火災予防対策を推進します。
- ▶ 増加する救急需要に対応するため、救急体制の充実強化に取り組み、市民と共に応急手当の知識や技術を広め、傷病者の症状の悪化防止を図り、適切な医療機関への速やかな搬送につなげます。

（出典）さいたま市総合振興計画基本計画

### 2 その他の計画との整合

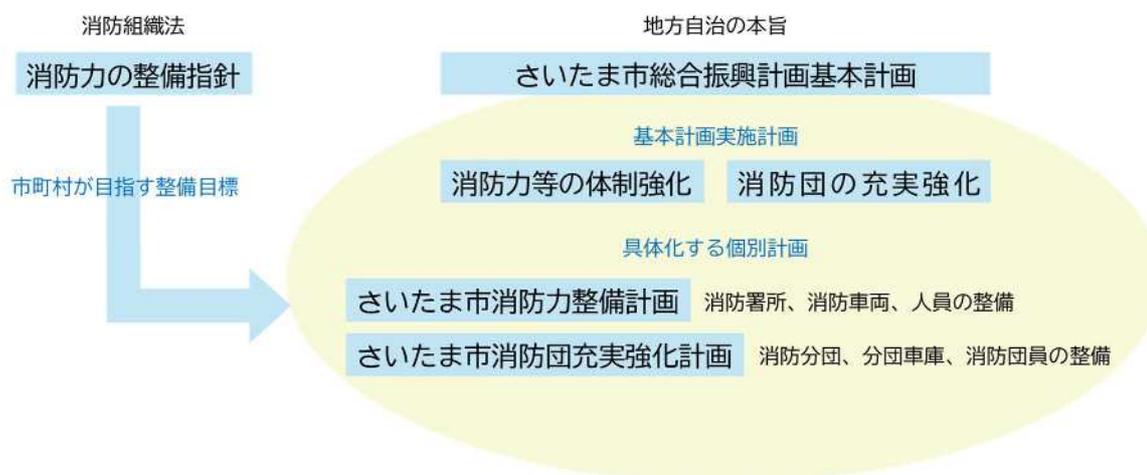
さいたま市では、単に公共施設の廃止・縮小を推進するのではなく、公共施設をできるだけ長持ちさせ、中長期的な観点で効果的・効率的に整備・管理運営を行うことで、市民が安全・安心で持続的に公共施設を利用できるよう計画的に投資することを目指し、「さいたま市公共施設マネジメント計画・第2次アクションプラン」を策定しています。

また、持続可能な行財政運営の実現に資するため、職員数を適正に管理していく必要があることから、「さいたま市定員管理計画」を策定しています。

さらに、消防局とともに、地域防災の中核として重要な役割を果たしている消防団の充実強化を目指し、「さいたま市消防団充実強化計画」を策定しています。

本計画は、これらの計画と整合を図りつつ、調和のとれた行政計画とします。

## 【各計画の相関図】



## 3 計画の範囲

「消防力」とは、市町村が消防の責任を十分に果たすために必要な施設及び人員をいい、消防組織法第10条に規定する消防本部及び消防署のほか、同法第18条に規定する消防団、消防法第20条第2項に規定する水利施設を含んでいます。

この計画では、消防力のうち、消防本部及び消防署における施設及び人員の整備を計画することとし、消防団については総合振興計画に付随する個別計画である「さいたま市消防団充実強化計画」、水利施設については「さいたま市消防水利規程」に基づく計画的な整備を進め、これら各計画の推進により、本市の消防力の総合的な充実を図ります。

## 第4節 計画の進行管理

### 1 進行管理の指標

本計画は、総合振興計画に付随する個別計画として策定することから、本計画で独自の成果指標及び目標指標は設定せず、総合振興計画の実施計画において進行管理を行います。

## 第10章 防災・消防

### 第1節 災害に強い都市の構築

#### 成果指標

- ▶ 消防・救急体制が整備されていると感じる市民の割合
- ▶ 火災件数（失火による出火件数）
- ▶ 病院収容所要時間（119番通報から医師引継ぎまでの時間）

（出典）さいたま市総合振興計画基本計画

（注）目標指標については、総合振興計画実施計画において設定します

### 2 PDCAサイクルに基づく進行管理

計画の進行管理として、社会的に大きな影響を与えるような災害の発生や、整備指針の改正に柔軟に対応するため、「消防車両整備計画・人員整備計画」については計画期間を5年とし、PDCAサイクル（Plan 計画→Do 実行→Check 点検・評価→Action 見直し・改善）に基づく進行管理を行います。

PDCAサイクルにおけるCheck（点検・評価）においては、「消防車両整備計画・人員整備計画」の進捗状況の検証や将来理想像の実現に必要な課題の把握・分析を行い、必要に応じ、見直し・改善を行います。

進行管理にあたっては、常に選択と集中の視点で、限られた経営資源の効果的・効率的な配分を行うことができるよう、計画と予算の連携などを図ります。

## 第2章 時代の傾向

### 第1節 全国の消防行政を取り巻く環境

#### 1 全国の消防行政を取り巻く環境

全国の消防行政を取り巻く環境については、平成28(2016)年2月に報告された「人口減少社会における持続可能な消防体制のあり方に関する検討会報告書」(消防庁)において、次のように記載されています。

はじめに

我が国は既に人口減少局面に突入しているが、人口減少社会においても、それぞれの地域で持続可能な地域社会の形成が求められており、これを支える行政サービスの持続的な提供を確保することが課題となっている。人口減少社会において、高齢化や人口の低密度化等により行政コストが増大する一方、資源が限られる中で、行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供するためには、各市町村の資源を有効に活用する必要がある。この観点からも、行政サービスを地方公共団体間の連携により提供することを、これまで以上に柔軟かつ積極的に進めていく必要がある。

消防行政も例外ではなく、むしろ住民の生命・身体・財産を守るという根源的な行政サービスである以上、人的、財政的な制約が厳しくなっても必要な消防力の維持、確保は不可欠であることから、人員、車両、資機材等限られた消防の資源を最大限に有効活用する様々な取組が求められる。

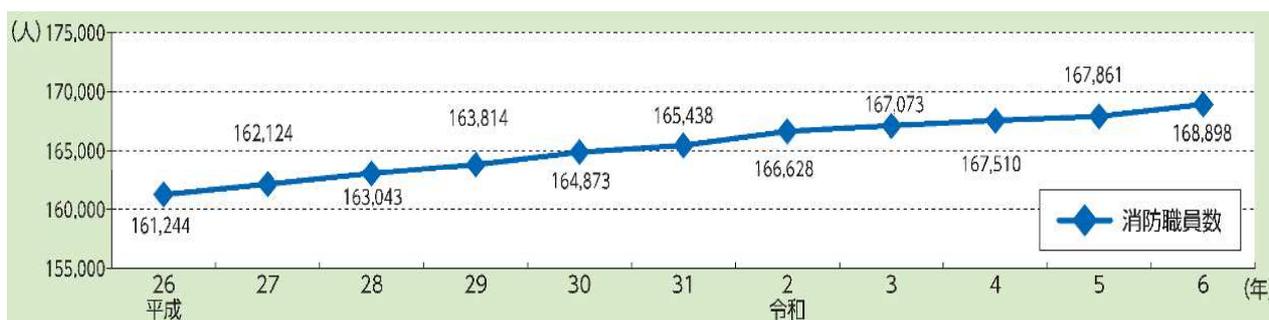
また、多様化・複雑化する災害への対応力を確保するため、消防業務の高度化・専門化も課題となっている。今後の地域における消防体制の整備・確立のためには、消防機関間の連携・協力等をより進めるとともに、地域住民や消防機関以外の様々な主体と連携した総合的な地域防災力の強化が必要であり、そのためにはこれまでの伝統的な手法による対応のみならず、あらゆる手法を視野にいれた検討が必要になってきている。

[引用元] [https://www.fdma.go.jp/singi\\_kento/kento/kento180.html](https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/kento180.html) (消防庁HP)

## 2 全国の消防職員数の推移

消防白書によると、全国の消防職員数は平成13(2001)年以降、一貫して増加を続けています。令和7(2025)年度地方財政計画においては、消防防災行政の状況等を勘案し、消防職員500人を増員することに加え、定年引上げに伴う一時的な増員として313人を見込むことにより、813人を増員することとしており、各市町村の実情等に応じて、消防職員の確保に努めることを求められています。また、普通交付税の算定における標準団体あたりの消防職員数についても、過去10年間、一貫して増加しています。

【全国の消防職員数の推移（各年4月1日現在）】



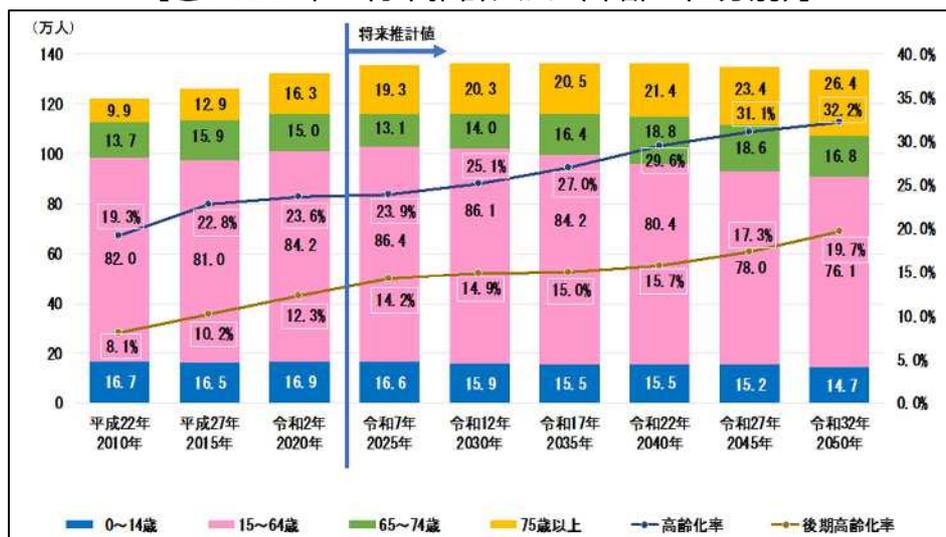
(出典) 令和6年版消防白書(消防庁)

## 第2節 本市の将来予測と諸課題

### 1 将来の人口推計

本市の将来人口推計では、今後、総人口が横ばいから減少に推移する一方で、高齢者数は増え続けることが見込まれており、特に75歳以上の人口増加が顕著で、令和2（2020）年の16.3万人から令和12（2030）年頃には約1.25倍の20.3万人まで増加する見通しとなっています。

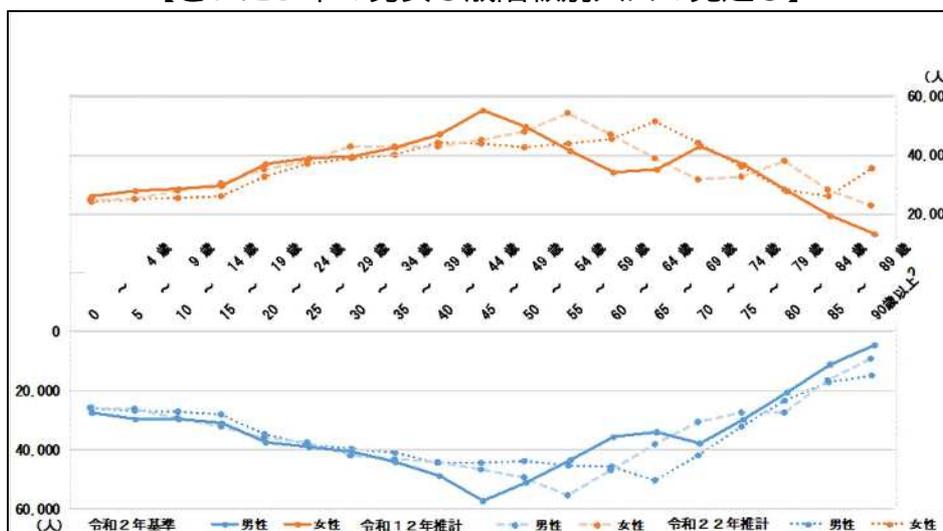
【さいたま市の将来推計人口（年齢4区分別）】



（出典）さいたま市総合振興計画基本計画

また、令和12（2030）年及び令和22（2040）年の推計では、団塊ジュニア世代を含むピークの層が「55～59歳」から「65～69歳」へと移動し、さらに急速な高齢化が進んでいく見通しです。

【さいたま市の男女5歳階級別人口の見通し】



（出典）さいたま市総合振興計画基本計画

## 2 高齢化の進行と救急需要の増大

救急出場件数については年々増加傾向にあり、前期整備計画を策定した令和3（2021）年と比べ、令和6（2024）年中の救急出場件数は約30%増の86,567件でした。

救急出場件数が増加した要因を分析すると、65歳未満の搬送人員は、これまで横ばいでしたが、令和3（2021）年と比べ、約25%増加し、さらに、65歳以上の高齢者搬送人員も約31%増加しており、高齢化の進行と合わせ、高齢者以外の搬送人員も増加している状況です。

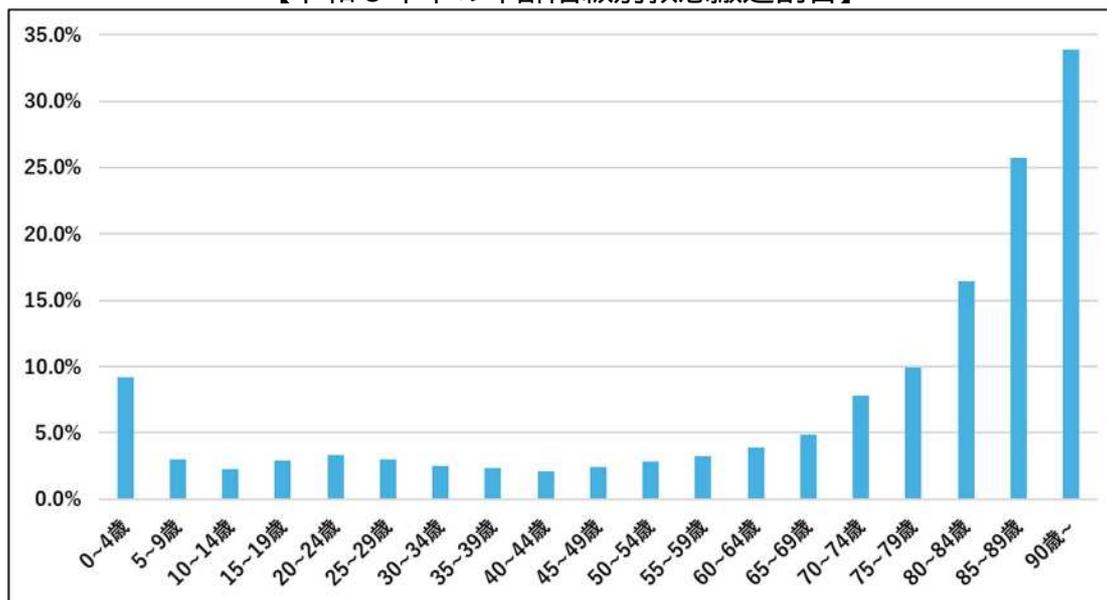
【過去10年間における救急出場件数と搬送人員の推移（年中）】



(出典) 消防局独自作成

令和6（2024）年中の救急搬送人員数に基づき、年齢階級別の人口に対する救急搬送割合を求めると、5歳～69歳までの年齢層は、搬送割合が1～5%で推移するのに対し、70歳以上は年齢階級ごとに搬送割合が増加し、90歳以上は30%を超えています。

【令和6年中の年齢階級別救急搬送割合】



(出典) 消防局独自作成

### 3 消防職員の年齢構成の変化

令和3（2021）年6月11日付け総務大臣通知「地方公務員法の一部を改正する法律の公布について」に基づき、令和5（2023）年4月1日から、消防職員を含む地方公務員の定年が60歳から65歳まで、2年に1歳ずつ段階的に引き上げられました。管理監督職の職員が60歳となった場合、その翌日から最初の4月1日までの期間に管理監督職以外の職に異動させる役職定年制度が導入され、これにより消防職員の年齢構成に顕著な変化をもたらす要因となりました。

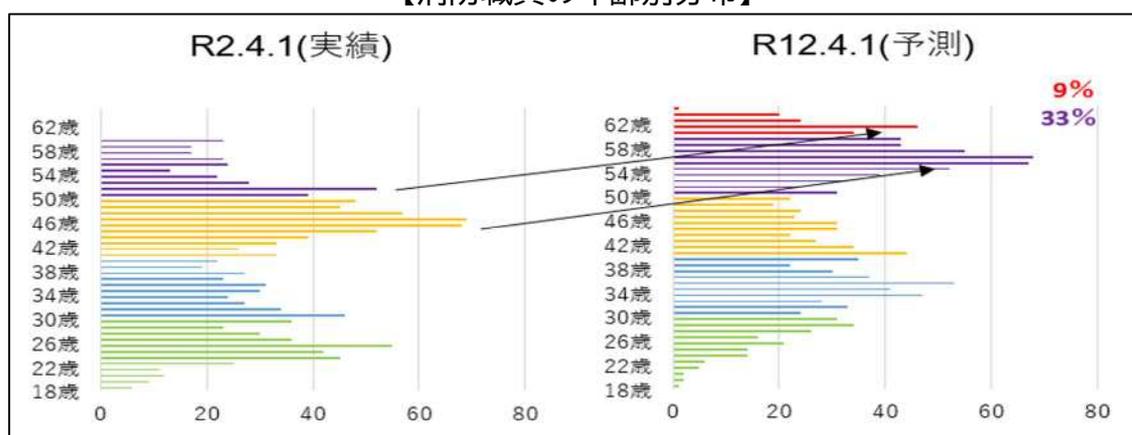
【段階的定年引き上げ早見表】

年度		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
定年		60	61	62	62	63	63	64	64	65	65	65
生 年 月 日	S37.4.2 ~ S38.4.1	60 定年	(61)	(62)	(63)	(64)	(65)					
	S38.4.2 ~ S39.4.1	59	60	61 定年	(62)	(63)	(64)	(65)				
	S39.4.2 ~ S40.4.1	58	59	60	61	62 定年	(63)	(64)	(65)	暫定再任用		
	S40.4.2 ~ S41.4.1	57	58	59	60	61	62	63 定年	(64)	(65)		
	S41.4.2 ~ S42.4.1	56	57	58	59	60	61	62	63	64 定年	(65)	
	S42.4.2 ~ S43.4.1	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65 定年
			常勤（役職定年）or 定年前再任用短時間									

（出典）さいたま市独自作成

消防局の年齢構成の変化について、令和2（2020）年の消防職員の年齢構成と比較すると、令和2（2020）年は40歳代の職員が多く、50歳以上の職員の割合は約20%に対し、令和12（2030）年には50歳以上の職員の割合が42%となる見込みです。

【消防職員の年齢別分布】



（出典）消防局独自作成

消防は、災害現場での人命救助を任務とし、マンパワーが何より重要な職務となります。本計画に基づき、消防署所や消防車両を適切に整備していくと同時に、将来にわたって市民サービスを低下させないために、女性も働きやすく、60歳以上の職員も活躍し続ける環境づくりが求められています。そのためには、高齢期職員のモチベーションの向上及び他市や民間企業等の効果的な活用方法を参考にするとともに、先進素材の活用

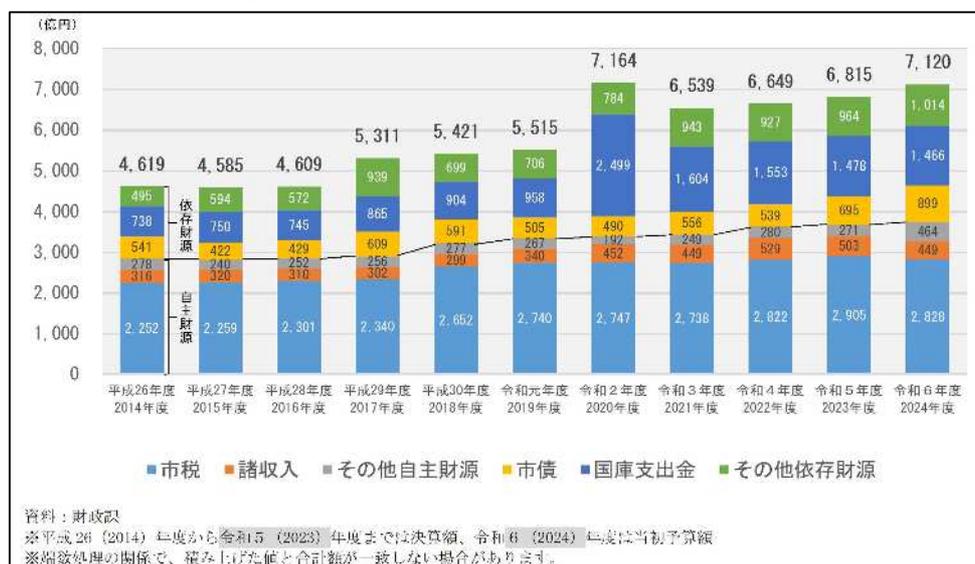
による資機材の軽量化、G空間情報とICTの活用など、持続可能な消防サービスを提供し続ける取組が必要となります。

さらに、消防力の維持・確保を図っていくためには、新規採用職員の継続的な採用による定員管理を行うことが必要となります。

#### 4 厳しい財政運営

本市の財政状況については、基幹的な歳入である市税を中心として、景気回復による個人所得の増加や市街地開発の進展、転入人口の増加などにより当面の間増加を見込める要素が整っている一方で、減少が見込まれる生産年齢人口（15～64歳）や社会経済状況の変化、国による税制改正の動向などにより大きく変動することも見込まれるため、将来について正確な見通しを立てることは困難な状況です。

【さいたま市の一般会計歳入の推移】



（出典）さいたま市総合振興計画基本計画

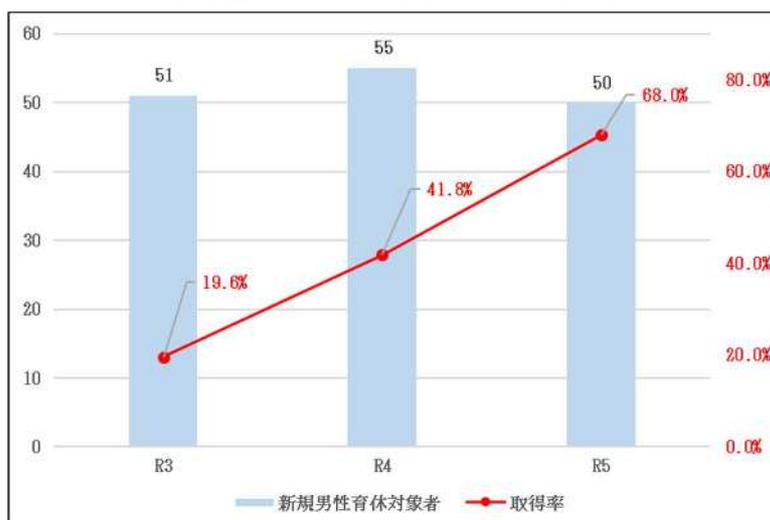
#### 5 消防職員における育児休業の推進

消防職員の育児休業等の取得促進は、職場環境の改善や将来の消防職員の確保のために非常に重要な課題となります。

消防職員に係る男性の育児休業取得率の政府目標は、「こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）」において、令和7（2025）年までに50%、令和12（2030）年までに85%に引き上げられたところです。本市消防局においては、「さいたま市職員の子育ておもしろい・女性活躍推進プラン」で、令和7（2025）年度までに85%を目標としています。

これまでの消防局における男性育児休業取得率は、令和3（2021）年度が19.6%、令和4（2022）年度が41.8%、令和5（2023）年度が68.0%と年々増加しており、目標の85%に向け、順調に推移しています。

【男性育児休業対象者・取得率】



(出典) 消防局独自作成

男性の育児休業等の取得は本人にとって、子育てに能動的に関わる契機として重要であるとともに、組織においても、多様な人材を活かすマネジメント力の向上や子育てに理解ある職場風土の形成等の観点から非常に重要な取組となります。

育児休業の取得の促進と併せて消防力の維持・確保を図っていくためには、代替職員の確保が必須となります。育児休業期間中における部隊運用の調整は、育児休業の取得促進に資する重要なものであり、育児休業取得率の向上への鍵となります。

今後も職員の育児休業の取得に対して、より一層推進を図るとともに、職員が安心して育児休業を取得できる体制が必要となります。

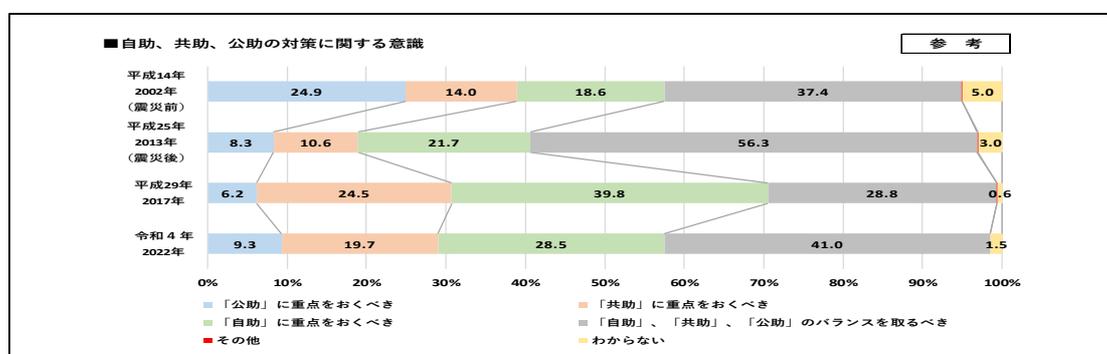
### 第3節 安全・安心に対する意識の変化

令和元（2019）年10月に東日本の広い範囲を襲った令和元年東日本台風では、関東甲信地方及び東北地方を中心に記録的な豪雨災害となり、多くの河川が氾濫・決壊して90名を超える方が亡くなるとともに、広範囲で発生した浸水被害により大きな被害をもたらしました。そのほかにも、平成27（2015）年9月の関東・東北豪雨、平成28（2016）年4月の熊本地震及び令和6（2024）年1月の能登半島地震など、あらゆる自然災害により、人的・物的被害が発生しています。

首都直下地震や、東海・東南海・南海地震など、南海トラフにおける巨大地震発生の切迫性は引き続き指摘されていますが、それらに加え、近年多発する局地的な豪雨など、従来はあまり発生しなかった災害が多く生じるようになってきていることから、これらに対する備えを十分に進める必要があります。

内閣府が令和4（2022）年9月に行った「防災に関する世論調査」では、重点におくべき防災対策として「自助」が28.5%、「共助」が19.7%、「公助」が9.3%、「自助・共助・公助のバランスをとるべき」が41.0%となっており、災害発生時には自らの身を自ら守るという「自助」の意識が高い一方で、バランスの取れた取組が求められています。

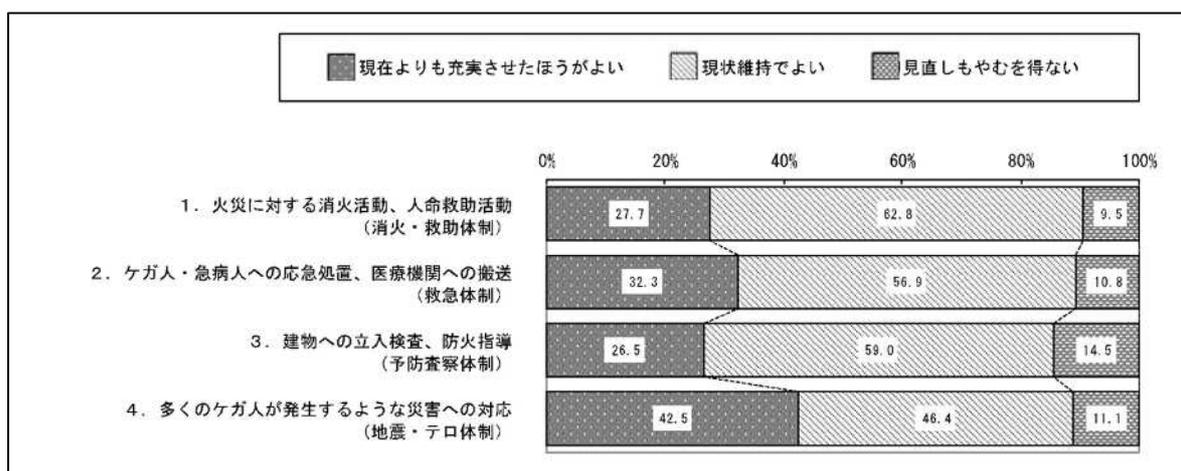
また、「自助」、「共助」の意識の高まりは、大規模な災害発生時だけでなく、日常生活においても重要とされています。総務省消防庁の発行する「救急・救助の現況」（令和6年版）によると、令和5（2023）年中の救急自動車による救急出場件数は全国で763万8,558件と過去最多となっており、現場到着までの平均所要時間は10分、病院収容までの平均所要時間は45.6分と、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前である令和元年と比べ延伸しています。このような状況の中で、救急現場に居合わせた人（バイスタンダー）が応急手当を行う「共助」により、生存率や社会復帰率の向上が図られることが期待されます。



(出典) 内閣府政府広報室「防災に関する世論調査」から内閣府が作成（本市で一部加工）

さらに、平成 30 年度第 3 回さいたま市インターネット市民意識調査の調査報告書によれば、「多くのケガ人が発生するような災害への対応（地震・テロ体制）」の項目において、現在よりも充実させたほうが良いと回答した市民の割合が 42.5%と非常に高い数値が示されています。

このことから、災害時における被害の拡大防止や人命救助など、引き続き「公助」の取組が重要であると同時に、「自助」、「共助」の対応力をより高めていく必要があります。



(出典) 平成 30 年度第 3 回さいたま市インターネット市民意識調査報告書

## 第4節 感染症等に対する消防局の備え

消防局ではこれまで、新型インフルエンザや重症急性呼吸器症候群（SARS）といった生命を脅かす感染症に対し、適切な対策を図り、消防・救急活動を実施してきました。

令和2（2020）年には、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を受け、本市においても多くの陽性者が確認され、消防局では、救急活動等における感染防止対策や保健所などの関係部局との連携体制を確立し、市民の安全に直結する消防・救急体制を継続できるよう対応を図ってきました。その後、新型コロナウイルス感染症は令和5（2023）年5月8日から「5類感染症」に位置付けられました。消防局では、職員の集団感染に備え、市民サービスの低下を最小限に抑えるための業務継続計画（Business Continuity Plan）を定めており、万が一の事態においても消防・救急体制を継続できるよう、対策を講じています。

今後については、消防・救急活動を維持するため、感染防止に関する資器材等を整備していくとともに、感染防止対策を徹底したうえで、火災予防対策の推進や応急手当の普及啓発を継続して実施していきます。

## 第5節 持続可能な社会の実現（SDGs）

「持続可能な開発目標（SDGs（Sustainable Development Goals）」は、平成13（2001）年に策定されたMDGs（Millennium Development Goals：ミレニアム開発目標）の後継として、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された2030アジェンダに掲げられた令和12（2030）年を期限とする社会全体の普遍的な国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」（leave no one behind）ことを誓っています。

我が国においては、2030アジェンダの採択後、平成28（2016）年5月に内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」が設置され、SDGsの達成に向けて率先して取り組む体制が整えられました。その本部の下、同年12月には、今後の我が国の取組の指針となる「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が決定され、国を挙げて、世界を誰一人取り残すことのない持続可能なものに変革するための取組が進められているところです。

本市は、持続可能な開発を実現するポテンシャルの高い都市・地域として、これまでの取組・提案が評価され、令和元（2019）年7月に「SDGs未来都市」として選定されています。

消防の分野では、特に関連が深いと考えられる目標3、目標11を中心に、市民、自主防災組織、事業者、消防団等と協働し、令和12（2030）年までに持続可能な社会の実現を目指します。

### 【関連が深い取組】

- ・ 地域防災において中核的な役割を担う消防団の充実強化
- ・ アプリによる住宅防火診断
- ・ 応急手当の普及啓発

### 【SDGsのアイコン】



目標3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。



目標11 都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする。

## 第6節 市民との協働

市民の安全・安心を確保するためには、市民と消防の協働が不可欠です。

さいたま市消防団は、本業を持ちながら「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神に基づき、地域の安全と安心を守るために活躍する、地域防災の中核的な組織です。消火活動や地震・風水害等の大規模災害時の救出救護・避難誘導活動はもとより、地域における防火防災指導や応急手当の普及啓発など、欠くことのできない重要な役割を果たしています。

一方で、現在想定されている南海トラフ地震のような広域的な大規模災害が発生した場合には、公助の限界についての懸念も指摘されており、平成7（1995）年兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）では、家族も含む「自助」や近隣住民等の「共助」により約8割が救出されており、「公助」である自衛隊等による救出は約2割程度に過ぎなかったという調査結果があります。地方行政を取り巻く環境が厳しさを増す中、高齢社会の下で災害時に配慮を要する高齢者等は増加傾向にあり、国民一人一人が災害を「他人事」ではなく「自分事」として捉え、防災・減災のための具体的な行動を起こすことにより、「自らの命は自らが守る」「地域住民で助け合う」という防災意識が醸成された地域社会を構築することが重要であるとされています。（令和6年版防災白書(内閣府)より）

消防の分野においては、全国的に火災総件数は減少傾向にありますが、火災による被害を軽減するためには、市民自ら取り組む火災予防が重要となります。

住宅用火災警報器の設置と定期的な点検、空き家の適切な管理、法令で定められた消防用設備等の維持管理、消防訓練の実施など、市民の協力が欠かせません。

【火災の推移と傾向図】



(出典) 令和6年版消防白書(消防庁)



(出典) 消防局作成「住宅防火の手引き」

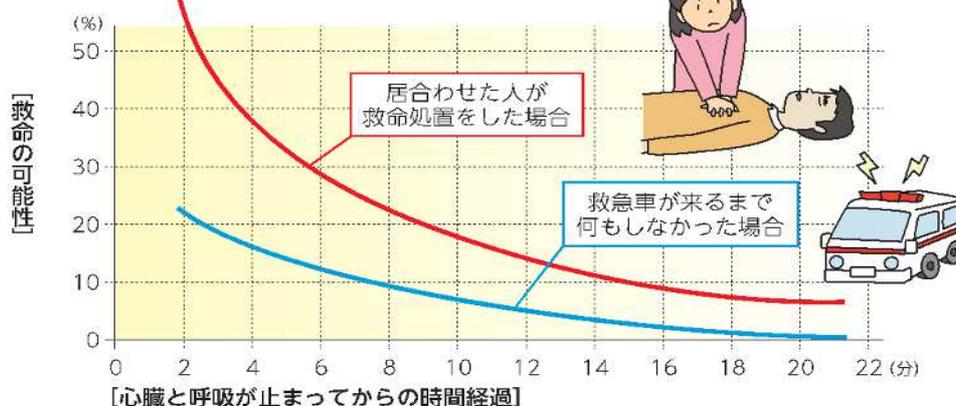
また、救急の分野においては、令和5（2023）年中の救急自動車による現場到着所要時間が全国平均で約10分となっており、今後、延伸することが懸念されます。

救急自動車が到着するまでの空白の時間が傷病者の生命を大きく左右するため、けが人や急病人が発生した場合、その場に居合わせた人（バイスタンダー）による応急手当が重要となります。救命効果を高めるためには「救命の連鎖」を構成する4つの輪が素早くつながることが重要であり、どれか一つでも途切れてしまうと救命効果は低下するため、「救命の連鎖」における最初の3つの輪がバイスタンダーによって適切に行われる必要があります。

【救命の連鎖】



救命曲線



(出典) さいたま市応急手当講習テキスト

第1部 本市消防力の分析

## 第1章 前期整備計画の振り返り

### 1 前期整備計画の署所整備基準

前期整備計画では、「一戸建ての専用住宅において発生した火災を火元建築物1棟に独立火災にとどめ、隣棟への延焼を阻止する。」ことを目標に、署所から消防ポンプ自動車が出場し、現場到着して放水を開始するまでの時間が6分30秒以内に行えるように整備を進めるとともに、人口や災害発生リスクが多く存在する消防需要の高い地域にこれまで以上に素早く対応できるよう、効果的な配置とすることを基本方針としました。(放水準備時間等を勘案し、走行限界時間を5.5分<sup>※1</sup>としました。)

### 2 中央消防署【完了】

中央消防署は、庁舎・設備の老朽化に伴い現在地での建替えを計画しましたが、近隣に適地が見つかり、建替える場合に要する仮設庁舎の負担や敷地の接道状況などを検討した結果、中央区下落合4丁目地内に移転整備し、令和3(2021)年12月に供用開始しました。 *[成果]*

移転整備により庁舎の耐震性が向上することで、震災時の消防体制を確保できるようになるとともに、新都心周辺の政府関係機関、国際的な大規模集客施設、商業、業務機能が集積する地域の実情を踏まえ、特殊災害対応部隊を設置することで、地域の安全・安心を強化することができました。 *[効果]*



### 3 南消防署【継続】

南消防署は、竣工(昭和44(1969)年)から56年が経過しており、老朽化が懸念されています。

令和元(2019)年度に消防力適正配置調査を実施した結果、現在の南消防署は、バランスが取れた適地であることが判明したため、現在地での建替えを基本とし、仮設庁舎の用地借用も含め事業を進めています。

また、本来必要とされる基準面積の半分に満たないことから、必要となる面積が確保できる適地が近隣にあれば移転も考慮することとします。 *[成果]*

庁舎を整備することで、耐震性を高め、震災時の消防体制を確保できるようになります。

また、市内最大の人口を有する行政区である南区に対し、地域に根差した災害活動の拠点として、消防力の強化を図ることができます。 *[効果]*

### 4 岩槻消防署太田出張所【継続】

太田出張所は、竣工(昭和38(1963)年)から62年が経過する市内で最も老朽化した庁舎であり、旧岩槻消防署との重複範囲が広く、区内の消防署所再編により未到達区域を解消するため、岩槻消防署を先に移転整備することとし、太田出張所は旧岩槻消防

<sup>※1</sup> 消防機関が火災発生の通報を受けて、署所から消防隊が出場し、放水開始するまで、通報→出場指令→出場→現場到着→放水開始というプロセスをたどります。本市では、実績を基に出場から放水開始までの時間が6分30秒以内となるよう、出場から現場到着までの時間(走行限界時間)を5.5分としています。

署敷地に城南出張所として令和8（2026）年度に移転整備することで事業を進めています。 [成果]

移転整備により、庁舎の耐震性を高め、震災時の消防体制を確保できるようになります。 [効果]

#### 5 岩槻消防署上野出張所【継続】

上野出張所は、令和元（2019）年度に消防力適正配置調査を実施した結果から、岩槻区内で消防需要が比較的高い東岩槻駅周辺をカバーする位置へ移転整備することが有効であると判明しました。

また、令和元年東日本台風による豪雨の際にも前面道路が冠水する事態が発生したことから、浸水のおそれがない地域への移転に向け事業を進めています。 [成果]

浸水のおそれがない地域へ移転整備することにより、庁舎の耐震性を高め、震災及び風水害時に持続可能な消防体制を確保できるようになります。 [効果]

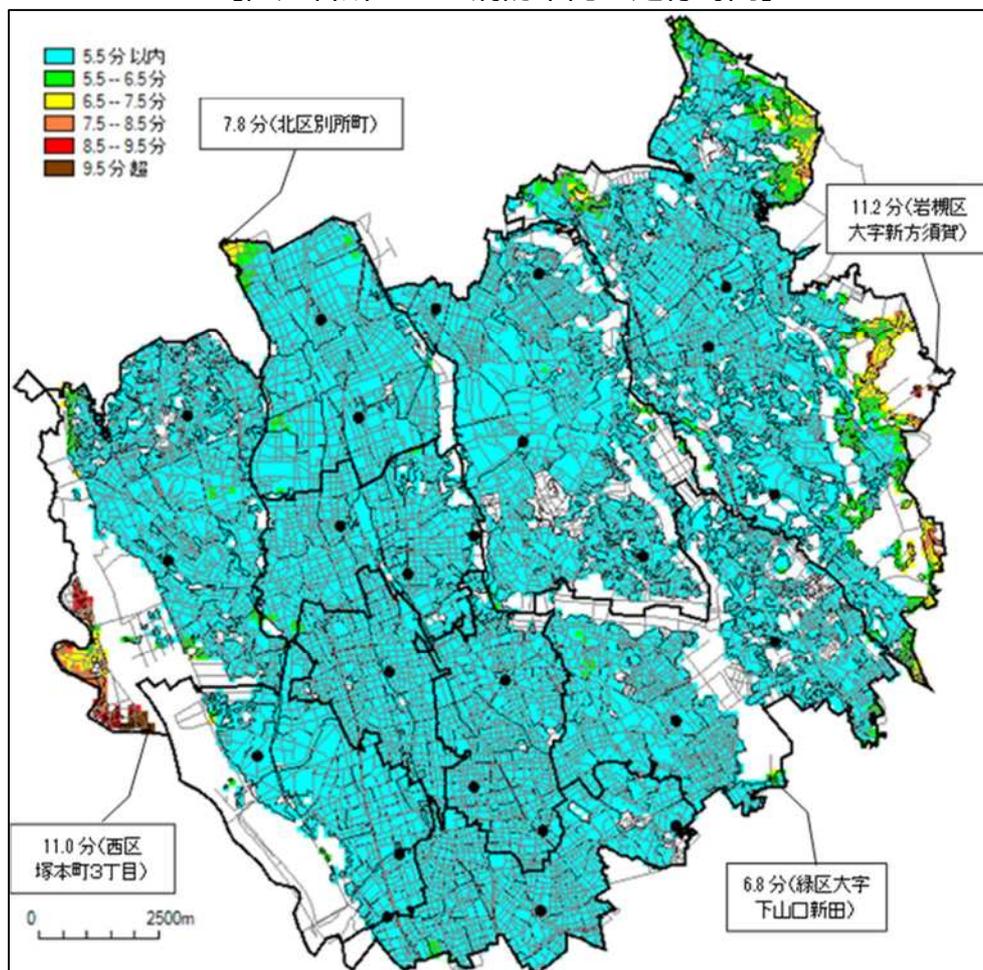
## 6 未到達区域への対応

火災や救急の発生頻度は人口規模とおおむね正比例の関係にあると言われており、市境を中心に一部残る未到達区域については、隣棟への延焼危険性が比較的低い地区ですが、当該地区の安全・安心な市民生活を確保するため、次の取組を図りました。【成果】

- (1) 当該地区における建物火災について、初動から消防隊4隊、救助隊1隊を通常より多く出場する体制としました。
- (2) 当該地区の一部について、直近出張所の救急隊が非常用消防ポンプ自動車に乗り換えて出場する体制としました。
- (3) 消防分団を新設し、消防ポンプ自動車1台を増強しました。

前期整備計画策定時の令和2（2020）年から令和6（2024）年の5年間で発生した建物火災910件中、未到達区域において発生した建物火災は6件あり、そのうち火元建物以外に半焼以上の延焼があった火災はありませんでした。【効果】

【直近署所からの消防車両の走行時間】



(出典) 令和元年度消防力適正配置調査

## 7 消防車両

前期整備計画の5年間に、3車種4台の消防車両を増強整備しました。 *[成果]*

これらの車両整備により、各区の安全が高まったことはもちろんのこと、本市は災害現場の直近に位置する車両が出場する体制としていることから、市全域の消防体制が強化されることとなりました。 *[効果]*

消防力	目標数	現有数	充足率
消防ポンプ自動車	40台	39台 (+1台)	97.5%
救急自動車	32台	32台 (+2台)	100.0%
大型水槽車	2台	2台 (+1台)	100.0%

## 8 人員

救急需要の高まりなどを受け、全国の消防職員数は増加傾向にあります。さいたま市職員定数条例に定める職員数は、前期整備計画策定時に1,357人でしたが、条例改正を経て、現在は1,393人となりました(36人増)。 *[成果]*

職員の増員により、警防活動と査察業務を担う消防隊を1隊及び救急隊を2隊増強し、市全域の消防体制が強化されました。 *[効果]*

## 第2章 本市消防力の現状分析

### 第1節 国が示す基準との比較

消防組織法第6条の規定により、市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有し、このために必要な消防施設及び人員については、当該市町村の負担により、地域の実情に応じて当該市町村が決定するものです。

一方で、国民の安全の保持は国家としての基本的な責務であることから、同法第37条の規定により、「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号。以下「整備指針」という。）が示され、整備指針第1条第2項では、『市町村は、この指針に定める施設及び人員を目標として、必要な施設及び人員を整備する』とされています。

そこで、本市の消防力と整備指針の規定による算定数を比較し、消防力の水準を分析します。（特に記載がない場合、本市の人口を135万人、整備数は令和7（2025）年4月1日現在とする。）

【整備指針算定数と整備数の比較】

消防力	整備目標の 主な指標	国の基準数	本市の基準数 (前期整備計画)	本市の整備数
署所	市街地人口	41 署所	26 署所	26 署所
ポンプ車	市街地人口	64 台	40 台	39 台
救急自動車	人口	30 台	32 台	32 台
はしご車	消防署所の数	10 台	10 台	10 台
救助工作車※1	消防署所の数	10 台	10 台※2	10 台※2
化学車	第四類危険物の 五対象施設	2 台	3 台	3 台

※1 救助工作車と同様の救助器具積載能力を有する消防用自動車を含む。

※2 救助工作車IV型2台は、特別高度救助隊1隊が運用することから、1台として計上。

## 第2節 大都市の消防力整備状況

各消防本部は地域の実情に応じて消防力を整備していることから、全国の平均と比較することは適切ではないため、管轄人口や市街化の状況に近い、20指定都市との比較検討を行います。

### 1 災害発生率の比較

平成30(2018)年中の災害発生数を人口1万人あたりで比較すると、20指定都市の平均値が火災2.3件、救急553.1件、救助7.3件であるのに対し、本市では火災2.4件、救急535.6件、救助6.8件と、おおむね他の指定都市と同様の値であり、火災予防対策や救急需要対策などの成果が出ているものと考えられます。

### 2 消防力の比較

消防力を管内総面積で比較することは適当でないことから、可住地面積を比較の条件とすると、可住地面積1km<sup>2</sup>あたりの署所数は平均0.1署所に対し本市は0.12となります。消防職員(実員)1人あたりの管内人口は、平均975人に対し本市は985人、消防ポンプ自動車1台あたりの人口は、平均よりも多い31,097人、救急車は平均よりやや多い43,536人です。消防署所数、消防職員数はほぼ平均に近く、消防ポンプ自動車数は平均よりも少ないことがわかります。

【20指定都市との比較】

指定都市	総面積 (km <sup>2</sup> )	可住地面積 (km <sup>2</sup> )	現人口 (人)	財政力指数	消防予算額 (百万円)	一般会計予算額に対する 消防予算額の比率(%)	人口一人当りの 消防予算額(円)	人口一人当りの 火災件数	人口一人当りの 救急件数	人口一人当りの 救助件数	消防署所数	可住地面積(1km <sup>2</sup> ) 当りの署所数	一人当りの人口(人)	消防職員(実員) 一人当りの人口(人)	ポンプ車一台当り の人口(人)	救急車一台当り の人口(人)	可住地面積当りの 消防水利数(km <sup>2</sup> )	現水利に占める 防火水利の比率(%)
札幌市	1,121	440	1,953,883	0.73	18,344	1.8	9,388	2.2	502.5	7.5	51	0.12	1,081	36,866	57,467	43	3.5	
仙台市	786	342	1,058,689	0.91	14,221	2.6	13,433	2.4	496.3	6.8	26	0.08	953	20,359	40,719	52	9.0	
<b>さいたま市</b>	<b>217</b>	<b>213</b>	<b>1,306,079</b>	<b>0.98</b>	<b>18,379</b>	<b>3.3</b>	<b>14,072</b>	<b>2.4</b>	<b>535.6</b>	<b>6.8</b>	<b>26</b>	<b>0.12</b>	<b>985</b>	<b>31,097</b>	<b>43,536</b>	<b>67</b>	<b>3.9</b>	
千葉市	272	221	970,455	0.95	13,768	3.0	14,187	2.7	601.5	7.3	24	0.11	1,039	21,097	38,818	69	6.1	
横浜市	438	400	3,741,317	0.97	41,318	2.3	11,044	1.9	544.6	5.0	97	0.24	995	38,972	48,589	105	6.3	
川崎市	143	136	1,504,392	1.00	17,395	2.3	11,563	2.2	484.3	7.7	36	0.26	1,045	30,088	53,728	191	2.2	
相模原市	329	140	717,414	0.93	7,907	2.6	11,022	2.0	522.7	10.5	21	0.15	922	32,610	39,856	55	13.5	
新潟市	726	670	789,897	0.75	11,482	2.9	14,536	1.6	500.6	2.1	34	0.05	867	14,904	31,596	26	5.6	
静岡市	1,412	324	880,735	0.92	10,643	2.7	12,084	2.5	481	5.6	33	0.10	852	23,177	32,620	46	9.0	
浜松市	1,558	487	802,728	0.89	13,374	3.8	16,661	2.6	480.4	2.9	25	0.05	903	22,935	36,488	34	13.3	
名古屋市	326	315	2,317,646	0.99	29,262	2.3	12,626	2.5	577.5	6.0	65	0.21	990	27,266	53,899	143	4.1	
京都市	828	218	1,409,061	0.81	22,733	2.9	16,133	1.6	641.7	7.8	50	0.23	784	24,720	42,699	97	8.7	
大阪市	225	225	2,728,981	0.93	37,988	2.1	13,920	2.7	889	13.1	89	0.40	781	20,215	43,317	153	2.1	
堺市	150	146	893,913	0.85	12,810	3.0	14,330	2.3	645.1	4.3	17	0.12	975	22,921	40,632	90	6.6	
神戸市	557	333	1,522,635	0.80	20,706	2.6	13,599	3.0	581.9	16.8	29	0.09	1,073	31,722	46,140	102	4.1	
岡山市	790	437	718,693	0.80	8,770	2.6	12,203	2.5	473	5.1	19	0.04	926	26,618	35,935	27	2.4	
広島市	907	293	1,268,332	0.84	17,827	2.5	14,055	2.0	487.8	8.0	39	0.13	950	16,261	32,521	113	5.1	
北九州市	492	297	950,180	0.73	12,967	2.3	13,647	2.5	599.9	4.6	27	0.09	941	20,656	43,190	88	8.7	
福岡市	343	233	1,582,695	0.89	15,030	1.7	9,496	2.0	510.1	14.3	30	0.13	1,487	51,055	52,757	167	2.0	
熊本市	390	328	770,644	0.72	10,623	2.9	13,785	2.6	506.5	3.4	23	0.07	960	36,697	30,826	32	7.3	
<b>平均</b>	<b>601</b>	<b>310</b>	<b>1,394,418</b>	<b>0.87</b>	<b>17,777</b>	<b>2.6</b>	<b>13,089</b>	<b>2.3</b>	<b>553.1</b>	<b>7.3</b>	<b>38</b>	<b>0.10</b>	<b>975</b>	<b>27,512</b>	<b>42,267</b>	<b>85</b>	<b>6.2</b>	

(出典) 令和元年度消防力適正配置調査

### 第3節 外部機関による定量的な分析

本市の消防力を定量的に評価するため、令和元（2019）年度に、消防防災に関する調査研究機関である、一般財団法人消防防災科学センターに消防力適正配置調査を委託し、本市消防力の定量的な分析調査を行いました。

なお、本節は令和元年度を起点として分析を記載しております。

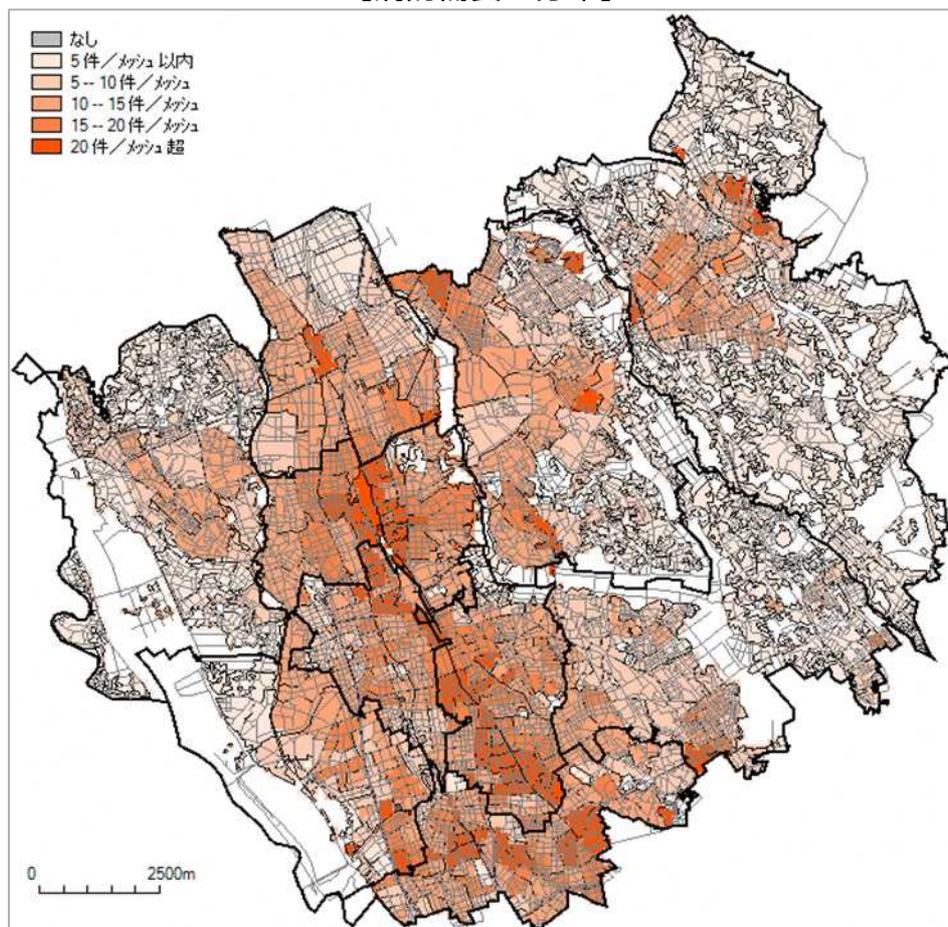
#### 1 消防署所

##### （1）消防需要の考え方

消防署所には、主に火災に対応する消防ポンプ自動車と、救急要請に対応する救急自動車を1台以上配置していることから、火災需要と救急需要を1：1の割合として指標化し、この消防需要に対する消防車両の到着率から、消防力の整備効果を定量的に把握します。（特段の記載がない場合、平成27（2015）年度国勢調査結果を基とし、署所（車両）配置は令和2（2020）年4月1日現在のものとする。以下同じ。）

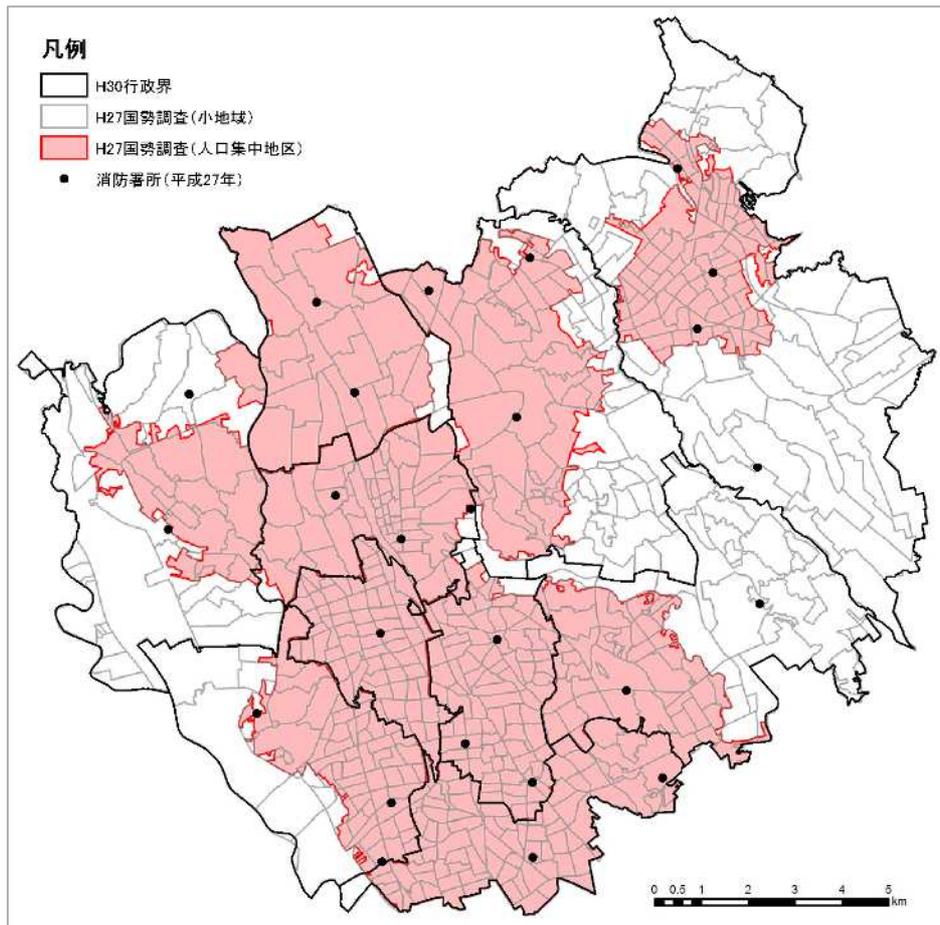
消防需要の分布を見ると、本市を南北に縦断する鉄道沿線を中心とした北区から南区にかけての地域、大宮から東西方向に延びる鉄道沿線の周辺地域（西区、見沼区、岩槻区）の一部において消防需要が高くなっており、これは平成27（2015）年度国勢調査結果に基づく人口集中地区（DID）の分布とおおむね一致しています。

【消防需要の分布】



（出典）令和元年度消防力適正配置調査

## 【平成27年度国勢調査結果に基づく人口集中地区（DID）の分布】



（出典）令和元年度消防力適正配置調査

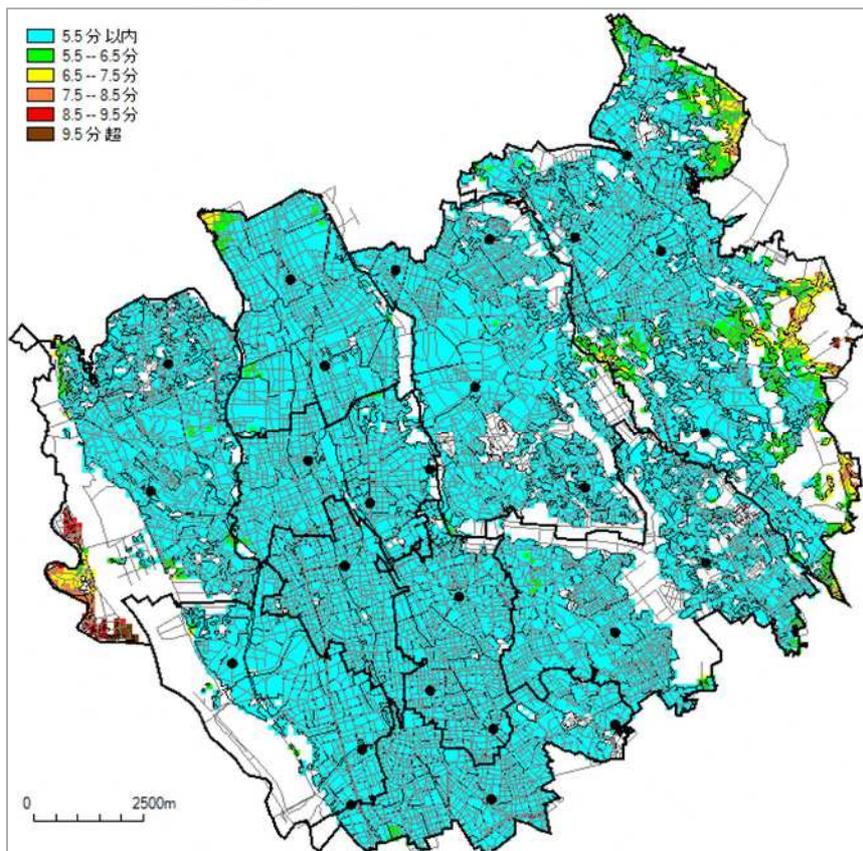
## （2）5.5分以内の到着状況

消防需要指標値に対する消防車両の到着状況を分析すると、管内全域の平均走行時間は2.8分（道路ネットワークを基にした計算値であり実測値とは異なる。以下同じ）、5.5分以内の到着率は98%であり、ほとんどの地域では5.5分以内の到着が可能となっていることから、消防需要に的確に対応した署所配置が進んでいます。

第1章で振り返った、前整備計画期間中における消防署所整備の成果と効果を、上記の分析により定量的に評価すると、市全域における5.5分以内に到達可能な範囲は、前整備計画策定時に97%であったところ、令和2（2020）年10月1日時点の消防署所配置においては98%と、1ポイント向上することができました。

直近署所からの消防車両の走行時間では、市内のほぼ全域について、5.5分以内の到着が可能な署所配置となっており、岩槻区や西区の市境界付近については、消防需要は比較的小さいものの、荒川や元荒川により進入経路が限定されるため、到着に時間がかかっています。

【直近署所からの消防車両の走行時間】



(出典) 令和元年度消防力適正配置調査

## 2 消防ポンプ自動車

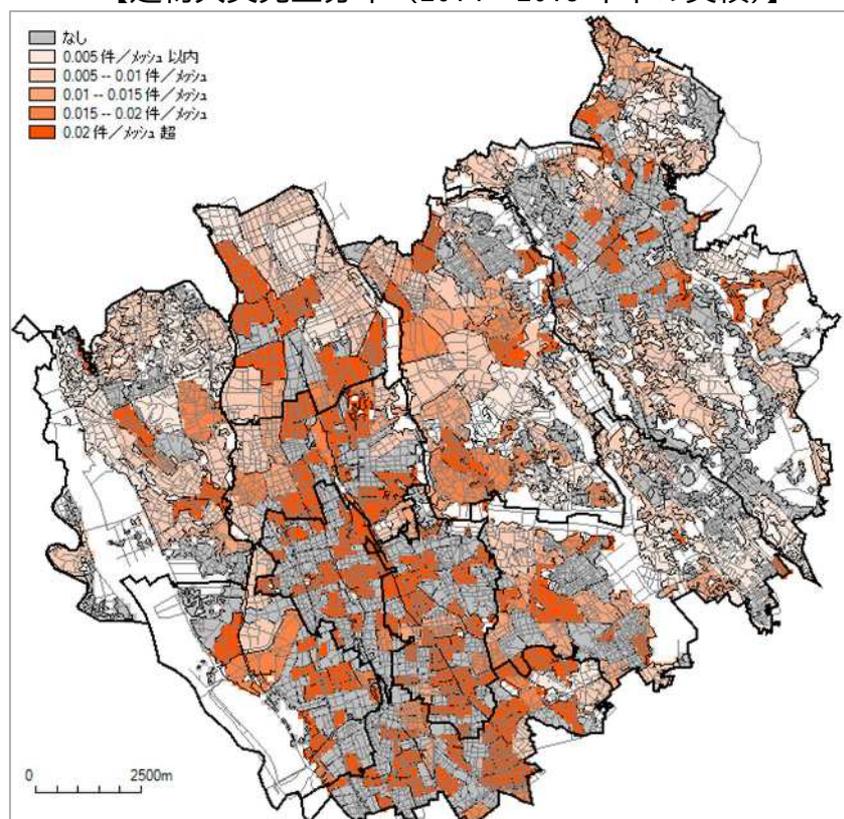
### (1) 火災需要の考え方

消防ポンプ自動車（以下、この章において「ポンプ車」という。）は全ての火災通報に出場しますが、中でも人命危険性や拡大危険性が大きく、緊急性を要することから、「建物火災」を前提として配置を考えることが適切であると考えられます。

各地区の建物火災の発生頻度として過去5年間の建物火災発生件数を用いますが、その数は少なく、地区によっては発生していない場所もあることから、建物火災の発生は世帯数に関連深いものと考え、世帯比例の建物火災分布を火災発生頻度と地区の建物火災発生件数として用い、これに対する第1着のポンプ車の到着状況（平均走行時間や5.5分以内に到着できる比率。以下同じ。）を評価指標とします。

建物火災では、最先着隊は火元建物の構造を問わず、消火よりもむしろ人命検索・救助にあたるのが最優先とされ、最先着隊がいかに早く到着できるかが最も重要な要素になります。また、通常の火災初期における防ぎよ活動は、それぞれ任務を与えられた複数隊の連携により行われ、第2着以降の消防隊も最先着隊に劣らず重要な役割もっています。平成26（2014）～平成30（2018）年の実績では、火災が年平均約220件発生しており、うち建物火災は120件程度です。行政区別では、火災発生件数は岩槻区が最も多く、建物火災件数は見沼区で最も多くなっています。また、建物火災発生分布から、建物火災は北区から南区にかけての地域や岩槻区の北部などの地域で多く発生していますが、過去5年間で1件も発生していない地域も多くあります。

【建物火災発生分布（2014～2018年中の実績）】



(出典) 令和元年度消防力適正配置調査

(2) 5.5分以内の到着状況

第1着ポンプ車の市内全域の平均走行時間は2.8分、5.5分以内の到着率は98%であり、消防署所の運用効果と同様に、ほとんどの地域では5.5分以内の到着が可能と、高い運用効果を示しています。(走行時間分布は1(2)と同様)

第2着ポンプ車の平均走行時間は3.8分(5.5分以内の到着率84%)、第3着ポンプ車の平均走行時間は5.0分(同69%)、5.5分以内におおむね3隊のポンプ車が到着できる体制となっています。

### 3 救急自動車

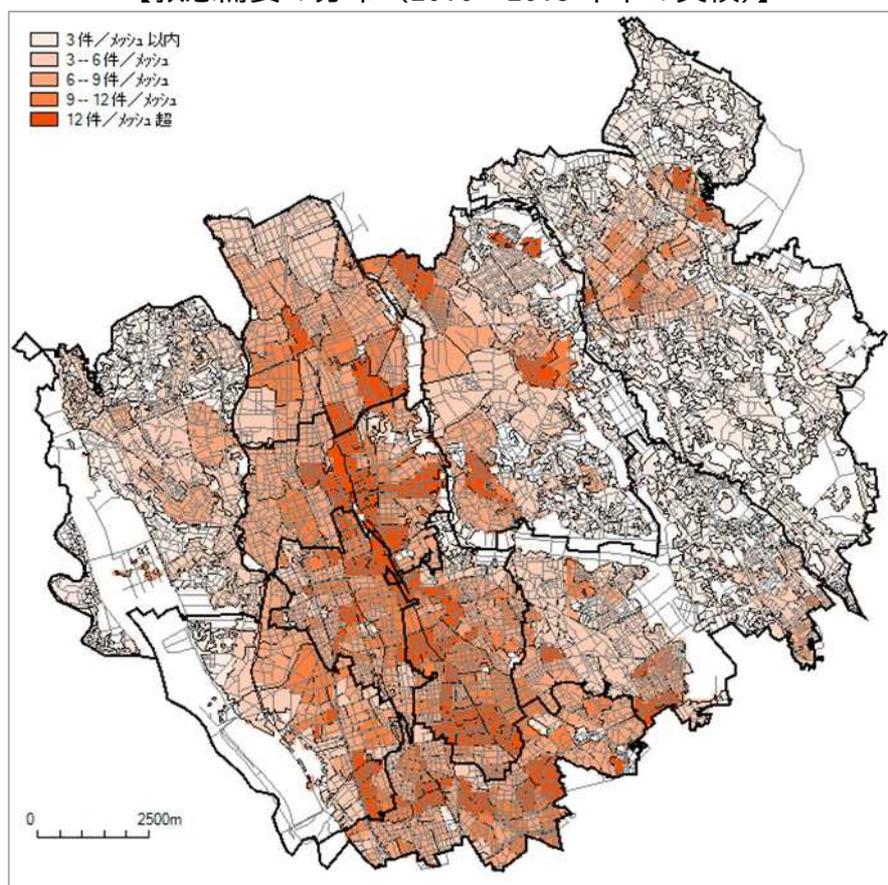
#### (1) 救急需要の考え方

救急自動車（以下、この章において「救急車」という。）は火災や救助事案などにも出場しますが、圧倒的に多いのは一般の救急事案であることから、過去3年間の救急事案発生件数に基づく年平均値を対象とし、1件の救急事案に1台の救急車に対応するものとして、これに対する救急車の到着状況を評価指標とします。

ただし、救急事案の発生件数は非常に多く、常に発生地点の直近の署所から出場できるとは限らないため、2番目あるいは3番目の署所から出場する可能性も考慮して運用効果を算出します。また、実際の災害では、走行中、自署所待機中に関わらず、救急要請場所に最も近い救急車が出場する体制を整備していますが、分析にあたっては自署所待機中を前提とします。

救急出場は年平均約6万7千件で、大宮区や見沼区で多く発生しています。過去3年間の救急事案発生分布では、北区から南区にかけての地域、見沼区の北部から南西部の地域、岩槻区の北部地域などで多く発生しています。

【救急需要の分布（2016～2018年中の実績）】

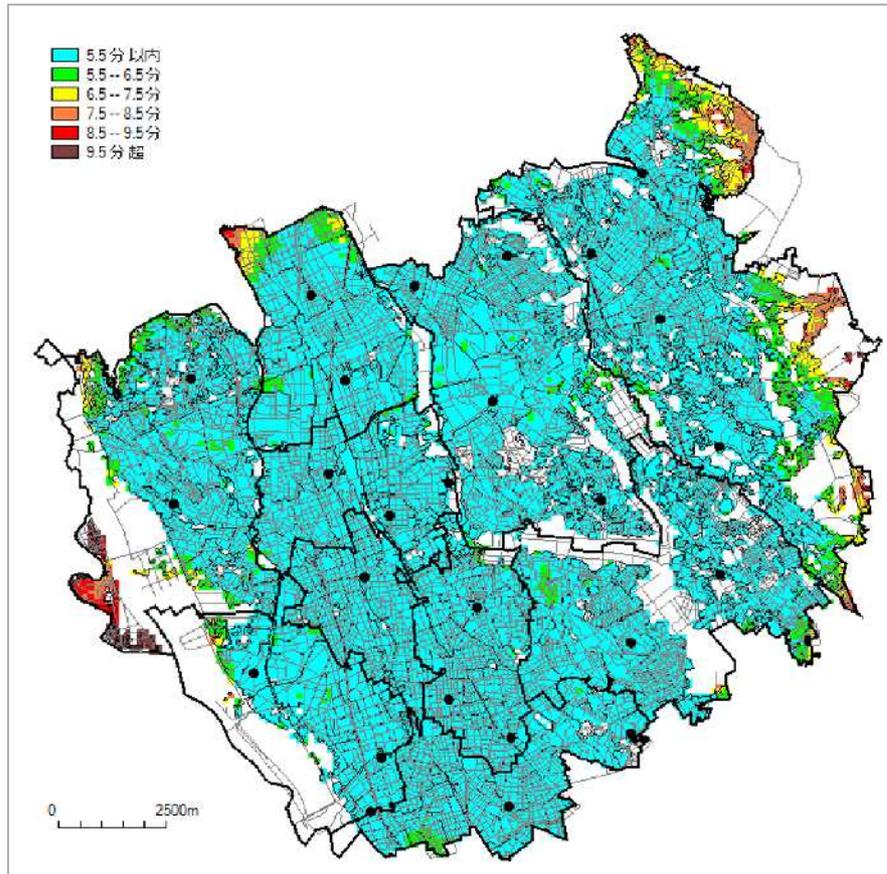


（出典）令和元年度消防力適正配置調査

(2) 5.5分以内の到着状況

2番目あるいは3番目の署所から出場する可能性も考慮しているため、消防署所やポンプ車の運用効果よりも運用効果はやや低下し、市内全域の平均走行時間は3.5分（5.5分以内の到着率95%）で、ほとんどの地域では5.5分以内の到着が可能となっています。

【救急車の走行時間（現状体制）】



(出典) 令和元年度消防力適正配置調査

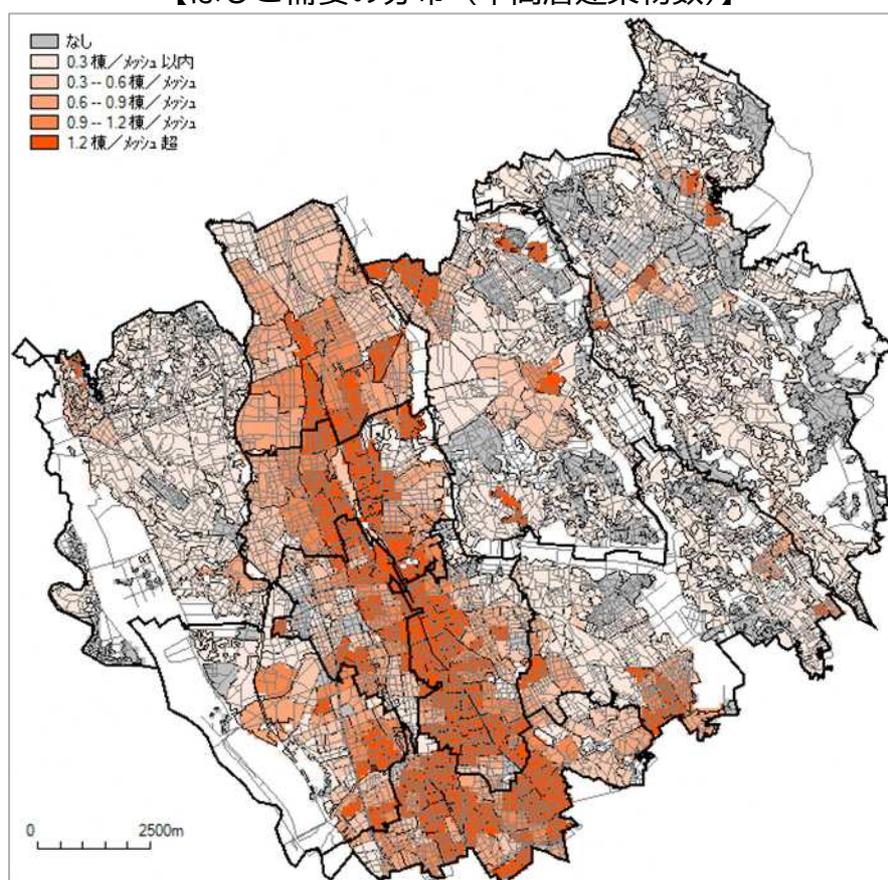
#### 4 はしご自動車

##### (1) はしご需要の考え方

はしご自動車（以下、この章において「はしご車」という。）は、主に中高層建築物で火災が発生したときの救助、消火活動に効果を発揮する車両ですが、中高層建物（防火対象物のうち4階以上の建物）火災の発生は非常に少なく、大部分の地区では過去に中高層建物火災が発生していないことから、中高層建物火災の発生頻度は中高層建築物数に比例するものと考え、これに対するはしご車の到着状況を評価指標として用います。

中高層建物は、本市全域で約7,200棟あり、棟数は大宮区や浦和区、南区などで多く、北区から南区にかけての地域に多く分布しています。

【はしご需要の分布（中高層建築物数）】



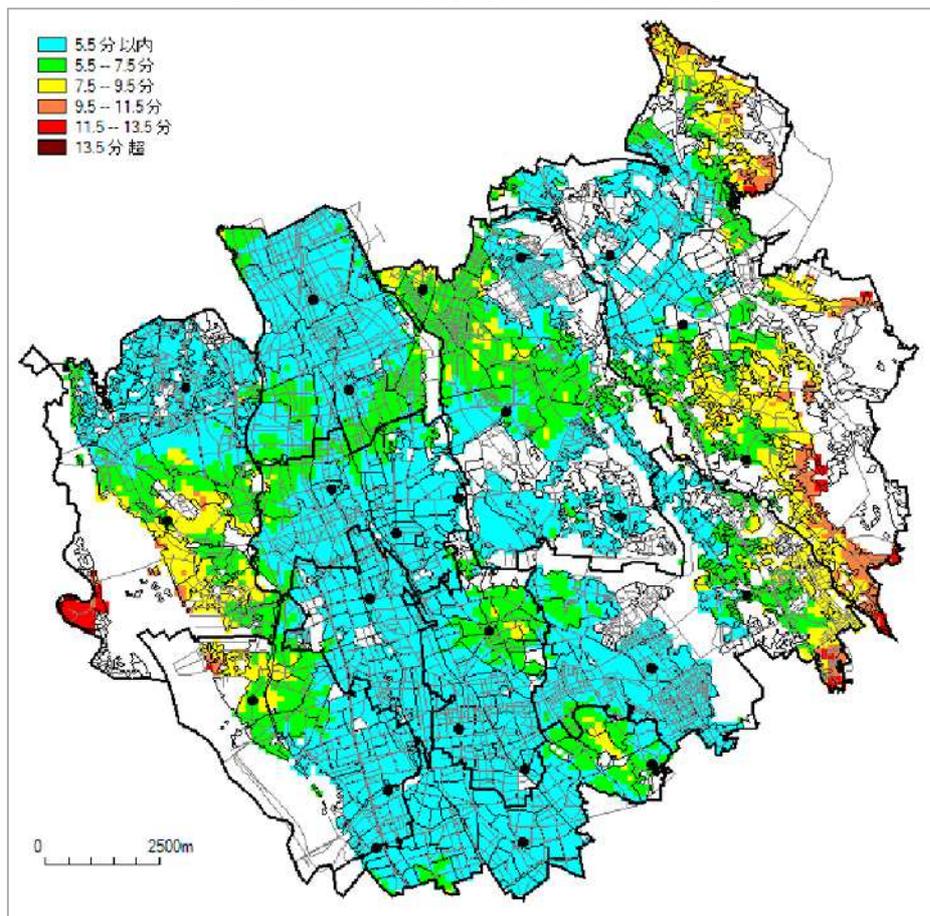
(出典) 令和元年度消防力適正配置調査

(2) 消防力の運用効果

市内全域における平均走行時間は4.0分（5.5分以内の到着率は79%）で、約10分で全ての中高層建物に到着が可能となっています。

整備指針では、はしご車の出場から現場での活動の開始まで30分未満とすることが示されており、これを考慮すると、極めて高い運用効果であると考えられます。

【はしご車の走行時間（現状体制）】



(出典) 令和元年度消防力適正配置調査

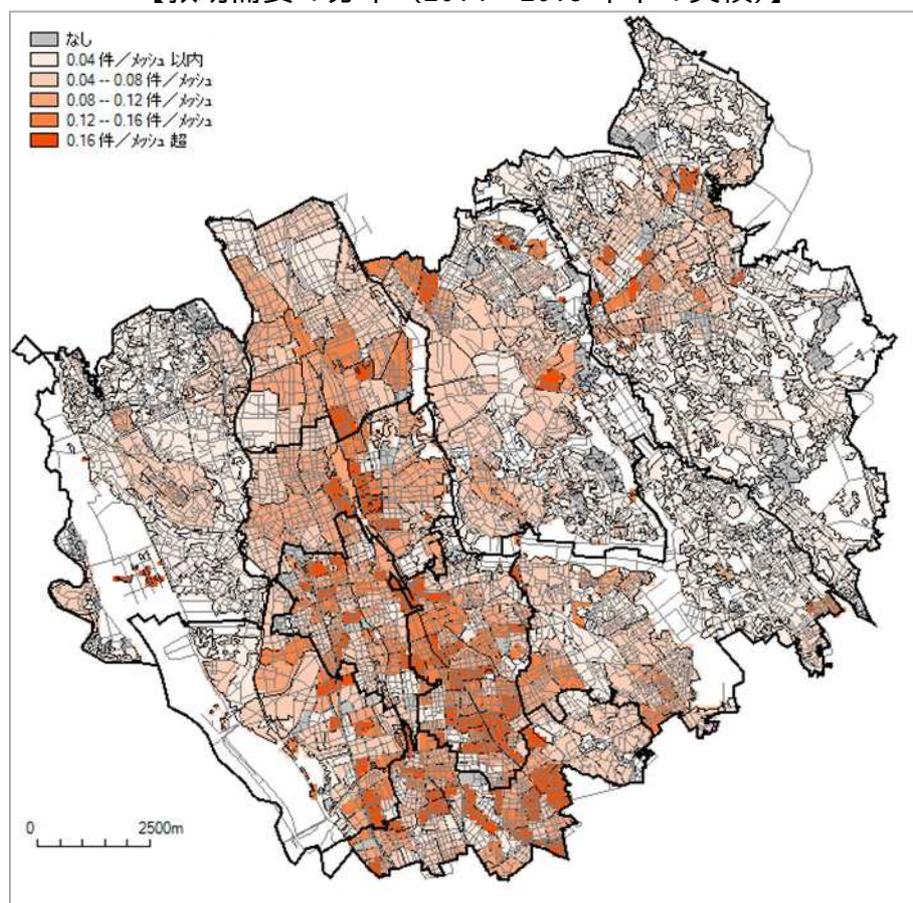
## 5 救助工作車

### (1) 救助需要の考え方

救助工作車は、火災や交通事故等において救助活動に効果を発揮する車両であり、このような災害現場に対していかに早く到着できるかが重要になります。各地区の救助事案の発生頻度として過去5年間の救助事案発生件数を用い、これに対する救助工作車の到着状況を評価指標として用います。

救助事案は、年平均約660件発生しており、南区、浦和区、見沼区などで比較的多いものの、市内全域で発生していることが分かります。救助需要の分布では、北区から南区にかけての地域や、見沼区及び岩槻区の一部で多く発生している地域があります。

【救助需要の分布（2014～2018年中の実績）】

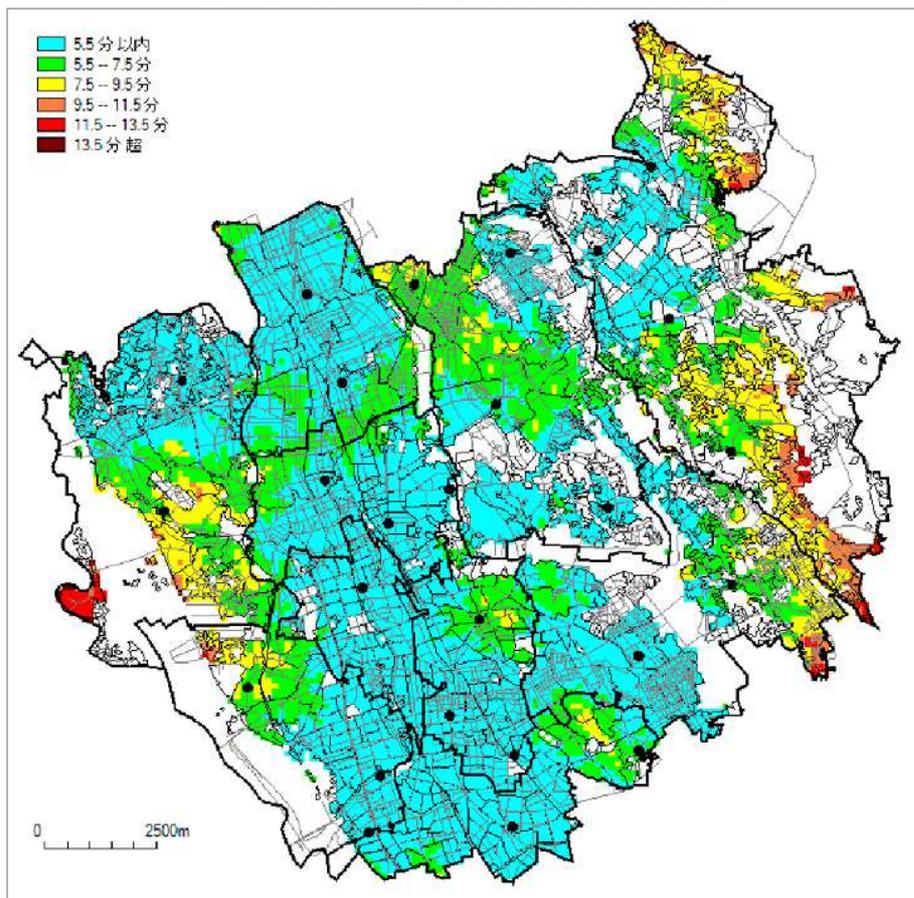


(出典) 令和元年度消防力適正配置調査

(2) 5.5分以内の到着状況

管内全域における平均走行時間は4.5分（5.5分以内の到着率70%）で、荒川の沿岸部などでも水難救助事案が発生することから、他の車両よりも5.5分以内の到着率が低下していますが、15分以内に市内のほぼ全ての地域に到着が可能であり、はしご車と同様に高い運用効果であると考えられます。

【救助工作車の走行時間（現状体制）】



(出典) 令和元年度消防力適正配置調査

## 第3章 消防需要の将来予測

### 第1節 救急需要の推計

高齢者の更なる増加に伴い、救急要請件数の増加と、火災による高齢者の逃げ遅れ等が懸念されており、今後の消防体制を検討するにあたり、合理的な前提のもと、将来の救急要請件数を推計する必要があります。

ここでは、令和元年度さいたま市消防力適正配置調査による算定を記載します。

なお、後期整備計画策定に伴い、国勢調査人口及び救急搬送割合等の情報を時点修正し改めて算定します。

#### 1 年齢階級別の救急搬送実績

令和6（2024）年中に救急搬送された73,069人の年齢階級別内訳は、次表のとおりです。

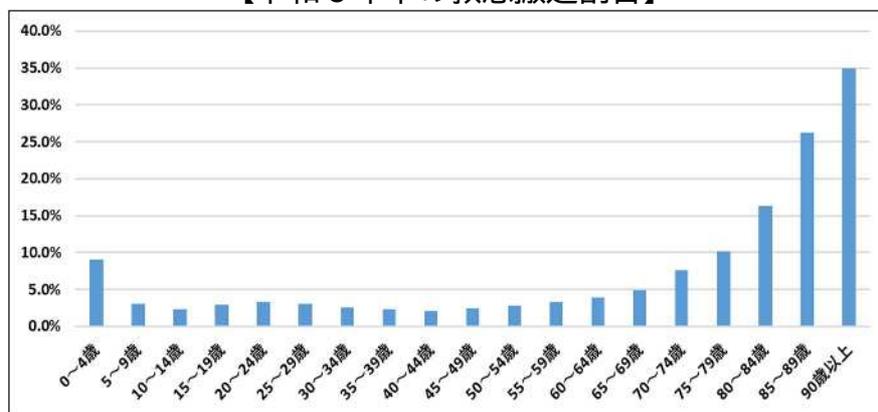
また、令和7（2025）年4月1日現在の年齢階級別人口を基に、人口に対する搬送割合を算出します。その結果、搬送割合については、70歳を超えると増加し、特に80歳を超えたあたりから、搬送割合が急激に増加することが分かります。

【令和6年中の救急搬送人員と搬送割合】

年齢階級別	搬送人員	人口	搬送率	年齢階級別	搬送人員	人口	搬送率
0～4歳	4,600	50,137	9.2%	50～54歳	3,190	113,295	2.8%
5～9歳	1,755	58,389	3.0%	55～59歳	3,193	97,831	3.3%
10～14歳	1,359	59,961	2.3%	60～64歳	3,108	80,034	3.9%
15～19歳	1,783	60,845	2.9%	65～69歳	3,207	65,869	4.9%
20～24歳	2,400	72,473	3.3%	70～74歳	5,183	66,359	7.8%
25～29歳	2,446	81,816	3.0%	75～79歳	7,110	71,510	9.9%
30～34歳	2,143	84,498	2.5%	80～84歳	9,272	56,369	16.4%
35～39歳	2,066	86,871	2.4%	85～89歳	8,867	34,414	25.8%
40～44歳	1,901	91,315	2.1%	90歳～	7,040	20,795	33.9%
45～49歳	2,446	99,091	2.5%	合計/平均	73,069	1,351,872	5.4%

（出典）消防局独自作成

【令和6年中の救急搬送割合】



（出典）消防局独自作成

## 2 年齢階級別の将来推計人口

将来的な救急需要（搬送人員）を推計するためには、年齢階級別の救急搬送割合のほか、年齢階級別の将来推計人口を算出する必要があります。

年齢階級別の将来推計人口の算出にあたり、令和元年度さいたま市消防力適正配置調査では、国土技術政策総合研究所『小地域（町丁・字）を単位とした将来人口・世帯予測ツール』（Ver. 2.1）を用いて、平成22（2010）年及び平成27（2015）年国勢調査人口を基に、令和2（2020）年～令和27（2045）年（5年毎）の小地域別人口の推計を行いました。推計手法には、埼玉県の将来人口の推計に用いられている「コーホート要因法」（社人研パラメータを使用）を用いています。

後期整備計画においては、令和2（2020）年国勢調査人口を基に、令和7（2025）年～令和32（2050）年（5年毎）の小地域別人口の推計を行い、時点修正をしました。

なお、推計手法については、前期整備計画策定時と同様の方法を用いています。

## 3 救急需要の推計

次式により将来的な救急需要（搬送人員）の推計を行いました。

$$\text{救急搬送人員（年齢階級別）} = \text{年齢階級別将来推計人口} \times \text{年齢階級別救急搬送割合}$$

推計結果は次表のとおりで、前期整備計画策定時は、令和12（2030）年の推計搬送人員75,994人でしたが、時点修正をしたところ80,084人となり、令和6（2024）年の搬送人員実績73,069人と比べ、9.6%増加することが見込まれています。

また、総合振興計画で見込む将来推計人口が減少局面となった以降も、高齢化の影響により救急搬送人員は増加し続けることが見込まれます。

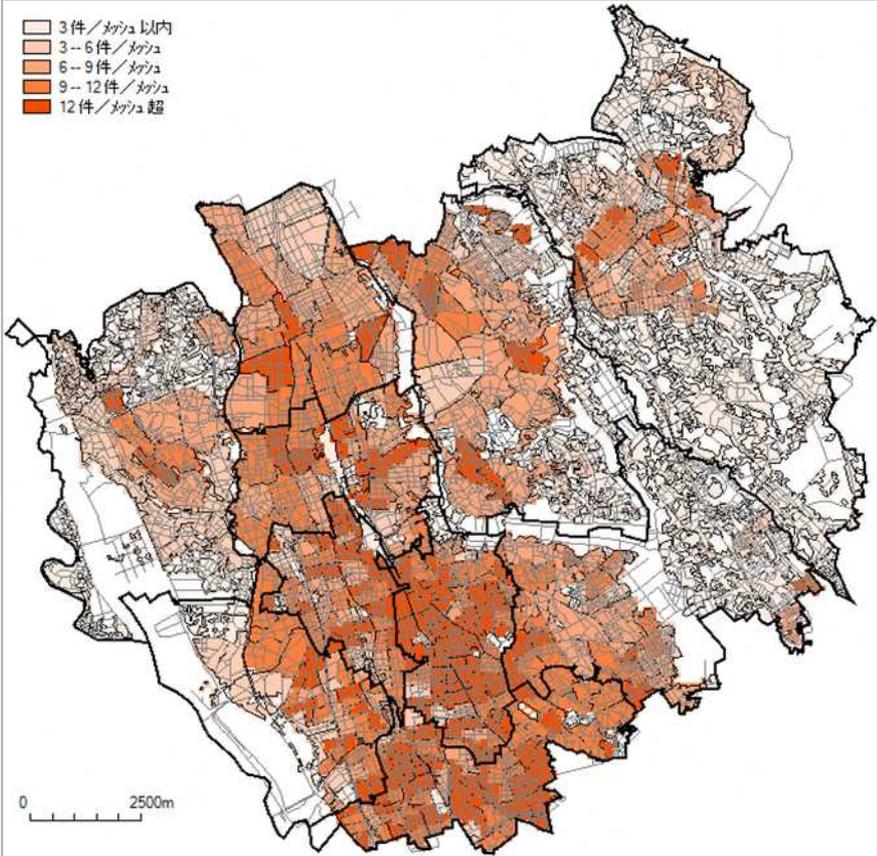
【救急需要推計（搬送人員）】

(人)	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050
さいたま市 (増減割合)	68,955	75,174 (9.0%)	80,084 (6.5%)	83,790 (4.6%)	85,756 (2.3%)	87,412 (1.9%)	90,062 (3.0%)
西区 (増減割合)	5,325	5,969 (12.1%)	6,390 (7.1%)	6,630 (3.8%)	6,699 (1.0%)	6,718 (0.3%)	6,866 (2.2%)
北区 (増減割合)	7,580	8,198 (8.2%)	8,734 (6.5%)	9,202 (5.4%)	9,520 (3.5%)	9,797 (2.9%)	10,163 (3.7%)
大宮区 (増減割合)	6,087	6,392 (5.0%)	6,571 (2.8%)	6,764 (2.9%)	6,903 (2.1%)	7,081 (2.6%)	7,303 (3.1%)
見沼区 (増減割合)	9,193	10,128 (10.2%)	10,842 (7.0%)	11,347 (4.7%)	11,543 (1.7%)	11,662 (1.0%)	11,948 (2.5%)
中央区 (増減割合)	5,161	5,601 (8.5%)	5,963 (6.5%)	6,263 (5.0%)	6,457 (3.1%)	6,629 (2.7%)	6,860 (3.5%)
桜区 (増減割合)	5,047	5,544 (9.8%)	5,889 (6.2%)	6,073 (3.1%)	6,107 (0.6%)	6,138 (0.5%)	6,288 (2.4%)
浦和区 (増減割合)	8,276	8,842 (6.8%)	9,370 (6.0%)	9,867 (5.3%)	10,245 (3.8%)	10,636 (3.8%)	11,033 (3.7%)
南区 (増減割合)	9,267	10,008 (8.0%)	10,682 (6.7%)	11,246 (5.3%)	11,613 (3.3%)	11,959 (3.0%)	12,372 (3.5%)
緑区 (増減割合)	6,593	7,371 (11.8%)	8,060 (9.3%)	8,621 (7.0%)	8,980 (4.2%)	9,277 (3.3%)	9,704 (4.6%)
岩槻区 (増減割合)	6,426	7,121 (10.8%)	7,583 (6.5%)	7,777 (2.6%)	7,689 (-1.1%)	7,515 (-2.3%)	7,525 (0.1%)

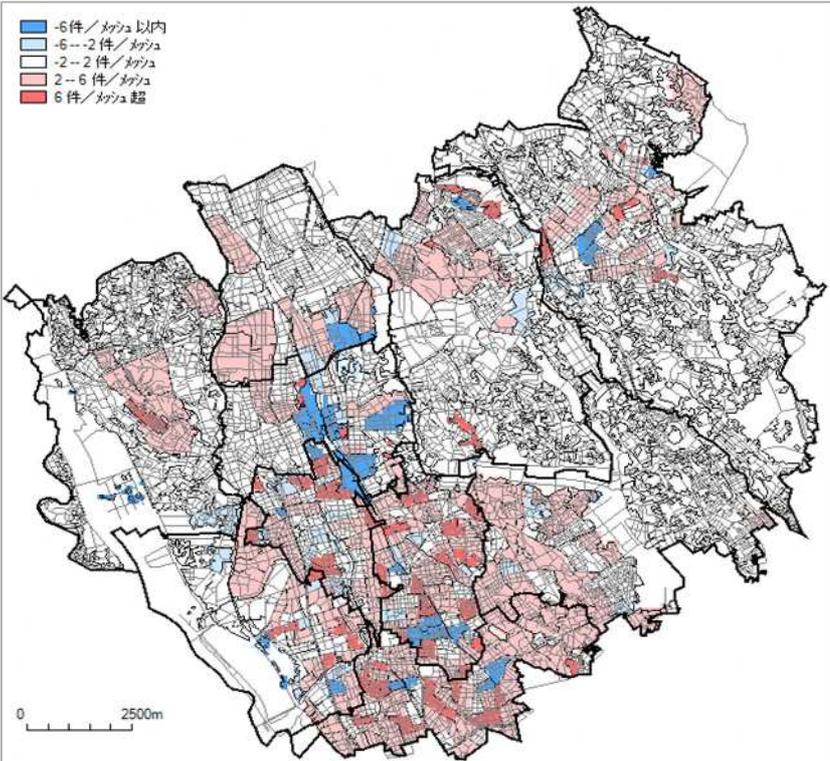
※上記は搬送人員の推計結果であり、救急出場件数はこれよりも十数%程度多くなるものと考えられる。

(出典) 消防局独自作成

【救急搬送人員の分布（2030年推計）】



【現在の救急需要分布と2030年推計の増減】



(出典) 令和元年度消防力適正配置調査

## 4 留意点

上記3については、実際の救急搬送人員とは次の点で異なる可能性があることに留意が必要です。

## (1) 救急搬送割合

救急搬送人員の将来推計にあたり、令和6（2024）年実績に基づく搬送割合を用いた結果、65歳以上の高齢者の救急搬送割合は過去10年間で増加傾向にあることから、今後も救急要請が増加する可能性があります。

## (2) 昼夜間人口比率

令和6（2024）年中の行政区別救急搬送人員と、令和7（2025）年推計結果との比較は次表のとおりで、特に大宮区では実際よりも推計値が小さく、南区では実際よりも推計値が大きくなっていることがわかります。

これらは、行政区ごとの昼夜間人口比率の違いが影響しているものと考えられます。

【救急搬送人員の実績と推計値との比較】

行政区	救急搬送人員			昼夜間人口 比率(参考)
	2024年(実績)	2025年(推計)	差分	
西区	5,403	5,969	566	86.7
北区	8,378	8,198	-180	90.6
大宮区	9,133	6,392	-2,741	136.9
見沼区	9,537	10,128	591	82.9
中央区	5,218	5,601	383	100.4
桜区	5,400	5,544	144	86.1
浦和区	8,113	8,842	729	98.6
南区	8,564	10,008	1,444	76.4
緑区	6,972	7,371	399	80.6
岩槻区	6,310	7,121	811	102.3

※昼夜間人口比率：常住人口（夜間人口）100人あたりの  
昼間人口の割合（令和2年国勢調査に基づく）

（出典）消防局独自作成

## 第2節 定性的な消防需要の変化

### 1 感染症対策

令和2（2020）年、新型コロナウイルス感染症が市民生活に与えた影響は大きく、今後、感染症が流行した場合においても、市民の安全を確保するため、消防・救急活動を継続しつづける必要があります。

### 2 大規模災害

これまでも発生が危惧されてきた首都直下地震に加え、近年では、大型の台風や集中豪雨による大規模な風水害が発生するなど、市民の安全を脅かす災害は、大規模・多様化してきており、人命救助を任務とする消防が果たす役割は高まっています。

#### 【東日本大震災以降の緊急消防援助隊の出動実績※】

災害名	延べ出動隊数	延べ出動人員
東日本大震災(平成23年)	8,854隊	30,684人
平成26年8月豪雨による広島市土砂災害	399隊	1,296人
御嶽山噴火災害(平成26年)	547隊	2,171人
平成27年9月関東・東北豪雨	255隊	1,001人
平成28年熊本地震	1,644隊	5,497人
平成28年台風第10号による災害	257隊	1,044人
平成29年7月九州北部豪雨	1,179隊	4,203人
平成30年7月豪雨	1,383隊	5,385人
令和元年東日本台風	276隊	1,038人
令和2年7月豪雨	532隊	1,999人
静岡県熱海市土石流災害(令和3年)	815隊	3,099人
令和6年能登半島地震	約4,900隊	約17,000人
令和6年9月奥能登豪雨	約500隊	約1,900人

※延べ出動人員が1,000人を超える災害を抜粋

(出典) 令和6年版消防白書(消防庁)を基に消防局で加工

【東日本大震災】



【岩手県大船渡市林野火災】



第2部 分析を踏まえた5年後に目指す消防体制の理想像

## 第1章 消防需要の変化への対応

第1部において、消防行政を取り巻く環境や本市消防力の現状を分析した結果をまとめると、以下のとおりとなります。

- 1 本市の人口は、今後5年間増加することから、救急出場件数も増加が見込まれ、現状の救急体制では市民サービスの低下が懸念されます。
- 2 将来人口推計から、市税収入の減少、高齢者の社会保障費の増加が見込まれ、大きな財政負担は難しくなっていきます。
- 3 本市消防職員の年齢構成や、段階的定年延長の実行などを踏まえると、今後、50歳以上の職員が半数近くを占めることになり、消防活動における市民サービスの低下が懸念されます。
- 4 大都市と本市の消防力を比較すると、消防ポンプ車の台数が少ないです。
- 5 消防需要に対し、消防署所の配置は的確に進んでおり、各消防車両の配置は、災害現場への走行時間などを踏まえると、高い運用効果がでています。

このような分析結果を踏まえ、大きなテーマの1つとして、消防局では消防需要の変化に対応するため、救急隊をはじめとする消防力の効率的運用を最大限に高めるとともに、必要な部隊の増強を図ります。

また、消防職員の専門性を高め、総合的な職務能力の向上を図ることで、5年後も現在の市民サービスを維持できる消防体制の構築を目指します。

## 第2章 消防力整備の方向性

本計画が目指す5年後の理想像は、単にさいたま市の消防力が整備された姿ではなく、保有する消防力を最大限に発揮し、市民を災害から保護することで、さいたま市の区域における消防の責任を十分に果たしている姿です。

その最終目標は、市民が安全に、安心して暮らせるさいたま市をつくることです。

この計画では、消防署所、消防車両及び人員について、次の考え方により整備します。

### 1 地域特性に応じた消防体制

本市の消防力が合併を経て誕生、成長を遂げてきた背景から、消防署には一定の車両と人員、出張所には一定の車両と人員といったように、地域差が極力生じないような消防力整備を進めてきましたが、合併から約25年が経過したことを踏まえ、まちづくりや地域特性をより考慮し、地域に必要とされる消防力の配置、運用を図ります。

### 2 効率的・効果的な消防体制

火災などの災害が発生したときは、行政区に関わらず、最寄りの消防車両が災害出場します。消防力の配置、運用を考える際は、行政区ごとに捉えるのではなく、さいたま市全体を捉え、適正化を図ります。

### 3 時代の変化に応じた消防体制

地震や風水害といった自然災害の大規模化や、高齢化の進行に伴う救急需要の増加、ドローンやAIといった技術革新など、社会環境は予測が難しいほどに大きく変化しています。これまでの取組で良かったことが、これからの5年間は必ずしも通用しない社会環境になるかもしれないという前提のもと、消防力も常に変化を続け、適切に見直しを図り、時代の変化に対応します。

第3部 消防署所整備計画（10年間）

## 第1章 基本的な考え方

平成13（2001）年5月1日に旧浦和市・大宮市・与野市の3市合併により本市は誕生し、同時にさいたま市消防本部（以下「消防本部」という。）が発足しました。平成15（2003）年4月1日には全国で13番目の政令指定都市へ移行し、その後、平成17（2005）年4月1日に旧岩槻市との合併を経て、10の行政区になりました。各行政区を管轄区域とする設置条例により、10区には各々消防署を設置するとともに、15の出張所を配置しました。

前整備計画では、「一戸建ての専用住宅において発生した火災を火元建築物1棟の独立火災にとどめ、隣棟への延焼を阻止する。」ことを目標に、署所から消防ポンプ自動車が出場し、現場到着して放水を開始するまでの時間が6分30秒以内に署所を配置することを基本方針とし、整備目標数を10署16出張所の26署所としました。 [Plan]

平成13（2001）年の消防本部発足以降、次表とおり消防署所整備に取り組み、平成31（2019）年3月に新たに片柳地区に見沼消防署を整備したことにより、整備目標数である26の署所体制とすることができました。 [Do]

【平成13（2001）年の消防本部発足以降の消防署所整備】

行政区	施設名	所在地	竣工年度	移転・建替・増築等
西区	西消防署	西区西大宮3-48	平成17年度	増築
北区	植竹出張所	北区植竹町1-820-1	平成15年度	移転
大宮区	氷川参道出張所	大宮区吉敷町1-136-1	平成23年度	移転
	大成出張所	大宮区大成町1-226	平成19年度	建替
見沼区	見沼消防署	見沼区大字片柳1087-1	平成30年度	移転
	春野出張所	見沼区春野2-6-1	平成31年度	新設 <sup>※1</sup>
中央区	中央消防署	中央区下落合4-13-10	令和3年度	移転
桜区	桜消防署	桜区田島4-23-7	平成15年度	移転
浦和区	日の出出張所	浦和区東岸町8-10	平成19年度	移転
緑区	緑消防署	緑区大字大間木472	平成27年度	移転
	美園出張所	緑区大字玄蕃新田597-1	平成17年度	移転
岩槻区	岩槻消防署	岩槻区大字岩槻5064-1	令和元年度	移転
	城南出張所	岩槻区城南1-2-3	令和7年度	移転

署所整備が進んだことで未到達区域の解消と署所近接の改善が図られ、98%の建物火災について、5.5分以内に到着できる署所配置となりました。また、未到達区域で建物火災が発生した場合には、直近署所の救急隊が非常用消防ポンプ自動車に乗り換えて出場する体制を平成24（2012）年10月から開始するとともに、平成28（2016）年4月に消防分団を新設し

※1 春野出張所は、見沼消防署移転の際に旧見沼消防署庁舎（平成7年度竣工）を出張所に転用したもの

たことで、消防力を早期に投入できるようになりました。

適正配置調査の結果によると、市内で発生する建物火災に対し、平均走行時間が2.8分で消防ポンプ自動車到着することから、消防署所が効果的に配置されていると考えられます。 *[Check]*

今後、整備する消防署所については、前整備計画において計画途中となっている岩槻区内2箇所の出張所と、合併以降一度も整備が行われてこなかった南区の消防署所を中心に整備を進めていきます。なお、署所整備の考え方については、これまで通り消防署所を出場してから火災現場に到着し6分30秒以内に放水を開始できるように整備を進めるとともに、これまで以上に人口や災害発生確率が多く存在する消防需要の高い地域に素早く対応できる効果的な配置を目指していきます。 *[Action]*

## 第2章 消防局及び消防署所の規模

消防局及び消防署所の庁舎については、火災、風水害等の防ぎよ活動の拠点、平常時には災害に備えた訓練、火災予防広報、応急手当普及啓発等の活動拠点として、さいたま市公共施設マネジメント計画に基づき、以下の基準のとおり整備を図っています。

### 1 消防局庁舎

- (1) 施設数：1
- (2) 所在地：市内に1施設
- (3) 延床面積：公共施設マネジメント計画に準じる
- (4) 敷地面積：5192.32 m<sup>2</sup><sup>※1</sup>
- (5) 主な機能：消防長室、各部事務室、警防本部室、会議室、参集待機室、資機材倉庫、仮眠室、指令センター、車庫等

### 2 消防署

- (1) 施設数：10
- (2) 所在地：1行政区に1署を配置
- (3) 延床面積：公共施設マネジメント計画に準じる
- (4) 敷地面積：3,000 m<sup>2</sup>以上を基本とする<sup>※2</sup>
- (5) 主な機能：署長室、管理指導課・消防課事務室、会議室、受付・通信室、仮眠室、訓練室、資機材倉庫、車庫等

### 3 出張所

- (1) 施設数：16
- (2) 所在地：消防署機能を補う施設として、市内に16所を配置
- (3) 延床面積：公共施設マネジメント計画に準じる
- (4) 敷地面積：1,500 m<sup>2</sup>又は1,000 m<sup>2</sup>以上を基本とする<sup>※2</sup>
- (5) 主な機能：出張所事務室、会議室、受付・通信室、仮眠室、訓練室、資機材倉庫、車庫等

※1 敷地面積は、現在の消防局庁舎の面積

※2 敷地面積は、「消防庁舎の基準」に準じる

### 第3章 消防署所の適正配置

消防署所整備の検討にあたり、令和元（2019）年度に消防力適正配置調査を実施しました。

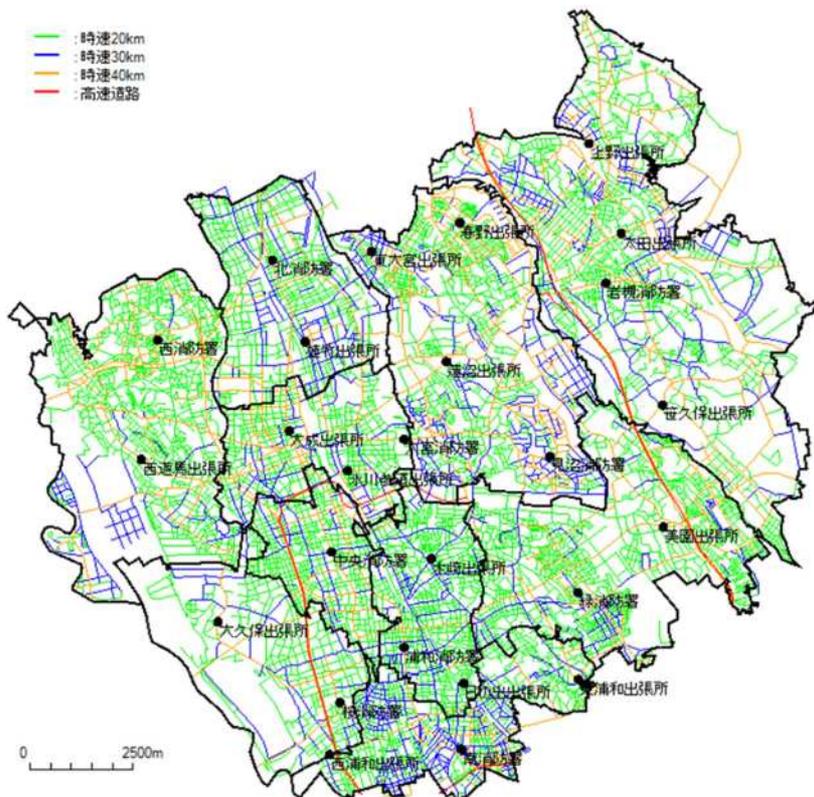
消防力適正配置調査では、各消防署所の実情を踏まえた道路ネットワークを基に、任意の位置に署所を配置した場合に、消防需要（火災需要と救急需要を1：1とした需要分布）に対する5.5分以内到着率及び平均走行時間を算出するものです。

消防署所の適正配置の算定にあたっては、算定対象とする署所及び最優先指標（管内で発生する災害に対する5.5分以内の到着率）を定め、最優先指標が最大となるような署所配置を道路ネットワーク上から探索することになります。

最優先指標は、走行限界時間を設定すれば良いというものではなく、管内の署所の配置密度や道路ネットワークの状況、消防需要の分布状況により異なり、通常はいくつかの最優先指標を設定して試算を行い、適正配置の算定結果とその運用効果を確認し（現状と比べて大幅に低下する区域がないか、地域間の格差が大きくないかなど）、適切と考えられる値を最終的に採用するものとなります。

一例として、現状と同数の署所の配置を検討する場合には、全域における平均走行時間付近の時間を選ぶと良い結果が得られることが多いとされています。

【道路ネットワーク（ポンプ車及び救急車）】



（出典）令和元年度消防力適正配置調査

## 第4章 消防署所の整備

### 1 南区における署所整備

#### （1）南区の特徴及び検討課題

市の南端に位置する南区は東京に最も近く、鉄道の利便性が高いため人口の増加が続き、市内10区で最大の人口を有しています。また、交通の利便性に優れ、本市の副都心と位置付けられている武蔵浦和地区を中心に市街地再開発の事業等のまちづくりが進んでおり、南浦和駅周辺とともに交通結節点として拠点性が高まっていることから、若い世代の割合が多い傾向があります。今後さらに高齢化が進み防火対象物や高層建築物も増加し続けると、救急要請をはじめとする消防需要はますます増加する見込みとなっています。

ただ、南区の人口が増加する一方で、管内の消防職員一人当たりにかかる市民の数は2,000人近くと非常に多く、職員一人にかかる市民の数が最も少ない行政区と比べ約2.5倍以上の格差が生じています。

このように消防職員一人当たりにかかる負担が非常に大きく、大規模災害の発生時などには、マンパワー不足に陥り、消防力が劣勢に立たされることが予想されます。さらに、荒川・入間川版洪水ハザードマップでは0.5m～3.0m未満の浸水が想定される位置にあり、移転をはじめ高台への整備が望ましいと考えられますが、近隣地域は比較的平坦な土地であることから、庁舎整備の際には、事務室の上階設置や非常用電源等の設置により浸水対策を図る必要があります。

#### （2）南消防署の整備

##### ア 分析及び調査結果

南消防署は、昭和44（1969）年に竣工した鉄筋コンクリート造3階建ての公民館との複合施設です。公共施設マネジメント計画第1次アクションプランでは、大規模改修工事を行い、さらには更新等のあり方を検討する施設に位置付けられていましたが、併設する六辻公民館のエレベータ改修工事の実施にあたり、平成30（2018）年度に長期荷重診断を行ったところ、耐震性は有するものの、長期の使用に堪えない状況が判明しました。

消防力適正配置調査の結果では、現在の南消防署は、バランスが取れた適地にあることがわかりました。

##### イ 検討結果

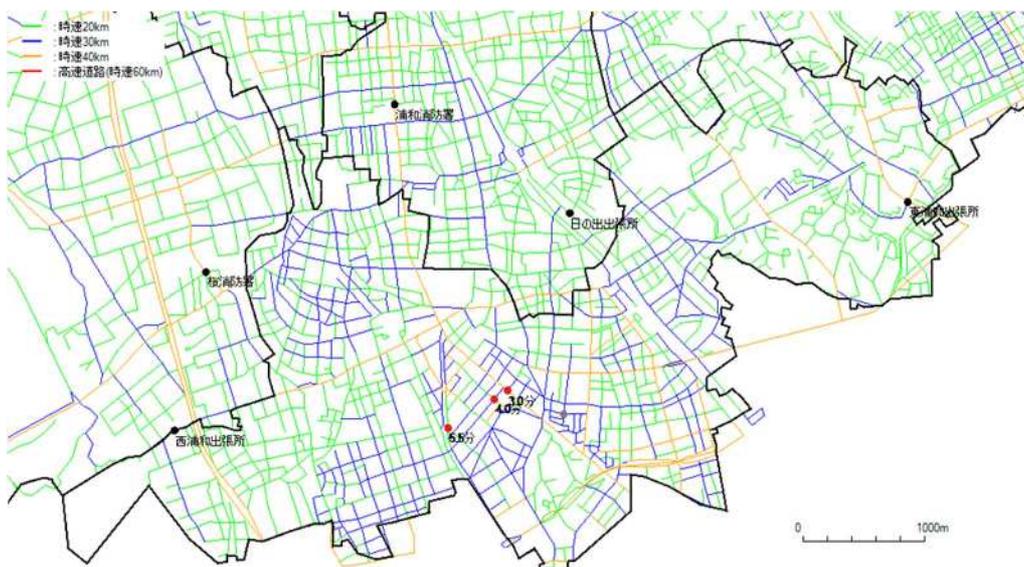
令和12（2030）年度までに仮設庁舎等に係る用地を確保するなど、現在地での建替えに速やかに事業着手することを基本とします。ただし、24時間365日機能を停止することができない消防署を建替えるにあたっては、機能を維持するための庁舎

整備が必要となり、用地の確保や財政面で大きな負担が生じるなど課題が多くあります。

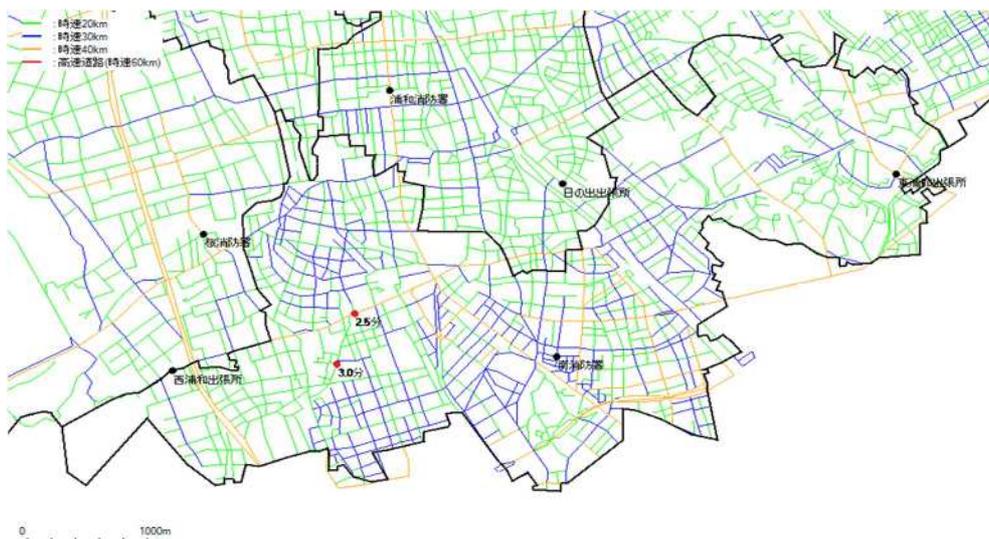
また、現在の敷地面積が1,496.86㎡であり、本来必要とされる基準面積の半分に満たないことから、必要となる面積が確保できる適地が近隣にあれば移転も考慮することとします。

さらには、現庁舎の建替えに加え、消防署本来の基準に足りない面積を満たすために新たに庁舎を整備することなど、発展し続ける南区の消防体制を検討することとします。

【南消防署の適正配置（移転の場合）】



【南区の適正配置（建替え+新設の場合）】



（出典）令和元年度消防力適正配置調査

ウ 基本構想

消防署としての機能を有する庁舎とし、地域に根差した災害活動の拠点として整備します。また、将来の救急需要の増加を考慮し、救急隊のさらなる設置を見据え、地域の安全を強化するとともに、非常用電源等の浸水対策と、周辺住環境に配慮した施設とします。

エ 配置車両（13台）

- ・消防ポンプ自動車 2台
- ・はしご自動車 1台
- ・救急自動車 2台
- ・救助工作車 1台
- ・指揮車 1台
- ・資機材搬送車 1台
- ・非常用消防ポンプ自動車 1台
- ・非常用救急自動車 1台
- ・広報車等 3台

【現在の南消防署】



## 2 岩槻区における署所整備

### （1）岩槻区の特徴及び検討課題

岩槻区は、区の中央を東武野田線が東西に延び、岩槻駅及び東岩槻駅の2つの主要駅をかかえ、区の南北には新たな軸の形成として、地下鉄7号線延伸の促進が取り組まれているところです。また、主要道路としては、国道122号、国道16号及び463号、県道さいたま幸手線（日光御成街道）、県道越谷岩槻線等の交通網が張り巡らされ、東北自動車道岩槻ICなど交通の要衝として産業拠点となっています。一方、行政区の中では最も面積が大きく、消防署所を整備する上で基本的な考えとなる5.5分以内に到着できるようバランスよく配置することが難しく、さらに、綾瀬川や元荒川が流れることから風水害等の自然災害に対する備えも大きな課題の一つとしてあげられます。令和元（2019）年10月に発生した令和元年東日本台風の際には、上野出張所の前面道路が冠水し、消防車両の出場に影響が出るなど、今後の署所整備を考える上で課題を残す結果となりました。

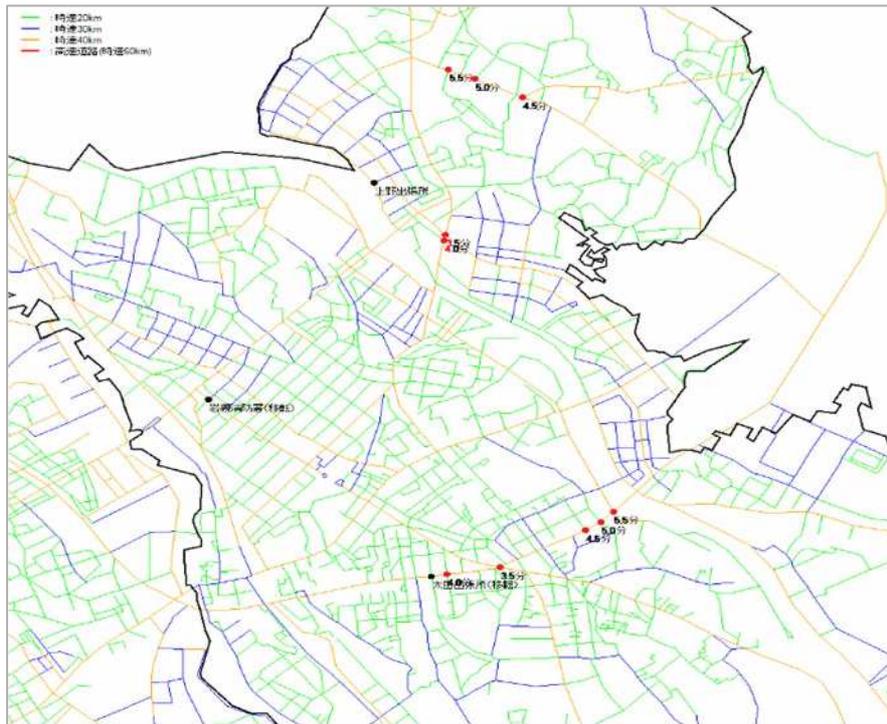
令和2（2020）年7月に岩槻消防署の移転を完了し、現在は旧岩槻消防署跡地への出張所整備をはじめているところですが、前整備計画の期間内に着手できなかった上野出張所の移転については、適正配置調査の結果を踏まえつつ、上記課題にも十分考慮した配置場所を選定する必要があります。

### （2）区全体の調査結果

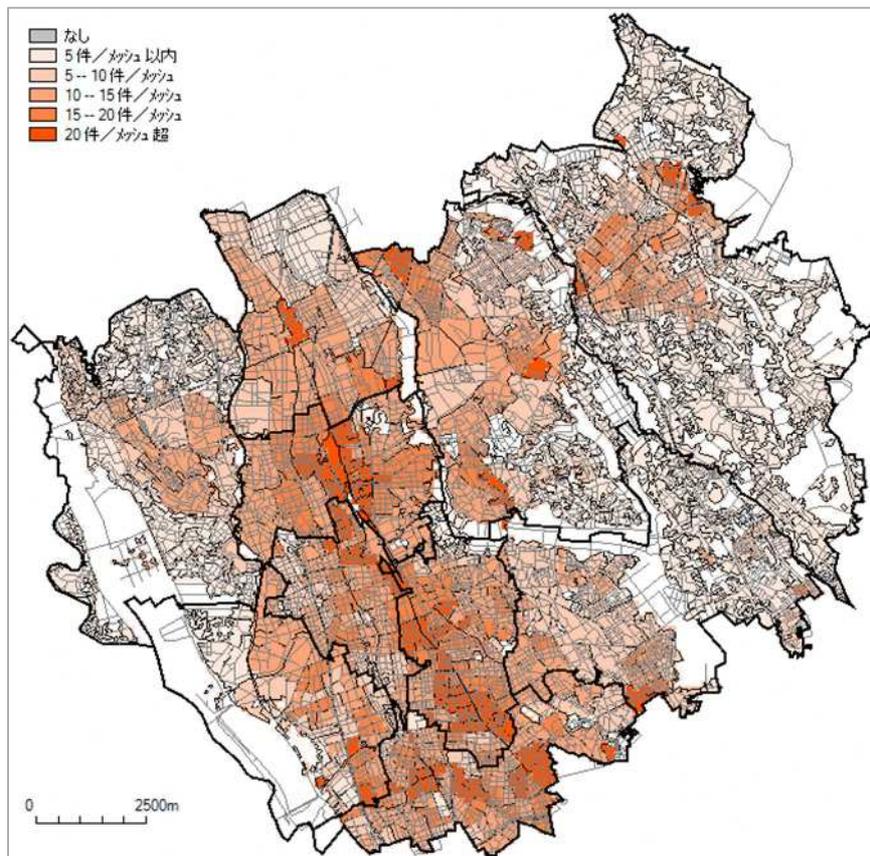
岩槻区に配置された1消防署3出張所のうち、令和2（2020）年7月に移転が完了した岩槻消防署と岩槻区の南部地域に位置する笹久保出張所を現在の配置のままとした場合の、2出張所の適正配置を検討しました。

これまでの署所整備の考えとなる署所出場から現場到着し、放水開始できるまでの時間を6分30秒以内とし、さらに人口や災害発生状況などをデータ化した消防需要が高い地域を勘案した結果、4.0分以内の到達率を最優先にした組合せ（上野1丁目周辺と城南2丁目周辺）が効果的であることが判明しました。

【岩槻区の適正配置（移転の場合）】



【消防需要指標値の分布】



(出典) 令和元年度消防力適正配置調査

### （3）太田出張所（城南出張所）の整備

#### ア 分析及び調査結果

太田出張所は、昭和38（1963）年10月に岩槻市消防本部が設置された当時の消防本部・消防署庁舎として、60年を超え長きに渡り岩槻中心地の安全・安心を守り続けてきました。しかし、岩槻消防署移転後の太田出張所の現在の配置のままでは、旧岩槻消防署跡地（城南地区）の消防力が弱くなることは避けられず、また、現在の太田出張所の配置では今後移転を計画している上野出張所と近接することが予想されます。

消防力適正配置調査の結果からも、岩槻消防署移転後の各出張所の配置について、太田出張所は旧岩槻消防署跡地である国道16号沿線へ移転し、上野出張所は現在地より消防需要が高い南東側へ移転することにより、岩槻区全体の消防車両の到着率の向上が見られることが分かりました。

さらに、令和7（2025）年度に改めて調査及び分析したところ、岩槻区内で消防需要が比較的高い東岩槻駅周辺の出場実績から著しい遅延はなく対応できることが分かりました。

また、太田出張所の建物の現況としては、平成27（2015）年度に耐震補強工事を行ったものの、今後、首都直下地震の恐れなどからも長期的な使用は難しい状況であり、老朽化が著しく事後保全の限界が生じています。

#### イ 検討結果

令和8（2026）年度中に、旧岩槻消防署跡地に城南出張所として移転整備します。その上で、太田出張所については、再度の調査及び分析や財政面の負担等を勘案しながら検討を図った結果、城南出張所の移転整備に合わせて廃止することとします。

#### ウ 基本構想

城南出張所は、出張所としての機能を有する庁舎とし、地域に根差した災害活動の拠点として整備します。

#### エ 配置車両（3台）

- ・消防ポンプ自動車 1台
- ・救急自動車 1台
- ・非常用消防ポンプ自動車 1台

（4）上野出張所の整備

ア 分析及び調査結果

上野出張所は、前整備計画では慈恩寺地区への移転を計画していましたが、適正配置調査の結果から、これまで移転を目指していた慈恩寺地区に加え、岩槻区内で消防需要が比較的高い東岩槻駅周辺をカバーしていくことが適正配置上有効であることが分かりました。さらに、現在の庁舎は元荒川に面し、荒川・入間川版洪水ハザードマップにおいても0.5m～3.0m未満の浸水が想定されており、令和元年東日本台風による豪雨の際にも前面道路が冠水する事態が発生しました。

このことから、上野出張所は前整備計画の通り移転計画を進めることとし、慈恩寺地区の一部未到達エリアの解消と東岩槻駅周辺の消防需要に的確に対応し、さらには浸水のおそれのない地区への移転を目指すこととします。

イ 検討結果

令和12（2030）年度までに、慈恩寺地区南側又は東岩槻地区北側付近で、なおかつ浸水のおそれがない地域に移転することを目指します。

ウ 基本構想

移転後の上野出張所は、出張所としての機能を有する庁舎とし、地域に根差した災害活動の拠点として、周辺住環境に配慮した施設を整備します。

エ 配置車両（3台）

- ・消防ポンプ自動車 1台
- ・救急自動車 1台
- ・非常用消防ポンプ自動車 1台

### 3 浸水区域への対応

さいたま市洪水ハザードマップにおいて浸水想定区域内に位置する消防署所については、署所整備や予防保全に合わせて、既存の非常用電源に対する浸水・地震対策（上層階への移設、防護板の設置等）を行い、業務継続性を向上することとします。

[参考] 浸水想定区域内に位置する消防署所

西消防署西遊馬出張所、大宮消防署、中央消防署、桜消防署、桜消防署大久保出張所、桜消防署西浦和出張所、南消防署、岩槻消防署上野出張所、岩槻消防署笹久保出張所

### 4 その他

上記1～3に記載のもののほか、次の要因により建替え又は移転の必要が生じる可能性があることから、本計画について、随時、時点修正を行うこととします。

#### (1) 予防保全

消防施設については「さいたま市公共施設マネジメント計画」に基づき、竣工からおおむね20年、40年が経過した施設については、中規模修繕又は大規模改修といった予防保全を行い、災害活動拠点となる消防施設の機能を維持しています。

大規模改修等の実施前に行う躯体の健全性調査の結果、長期の使用に堪えないことが判明した場合には、必要な修繕等を行った上で築60年まで使用し、その後は建替え又は移転を検討します。

[参考] 令和3（2021）～7（2025）年度に大規模改修等を実施した消防署所

北消防署、北消防署植竹出張所、見沼消防署東大宮出張所、南消防署東浦和出張所、岩槻消防署笹久保出張所

[参考] 今後、大規模改修等を予定している消防署所

桜消防署、浦和消防署日の出出張所

#### (2) まちづくり事業等の進捗

一部の消防施設については、経済局が進める戦略的企業誘致推進事業や、建設局が進める都市計画道路の整備事業など、まちづくり事業等の区域に位置しており、当該事業の進捗状況によっては、建替え又は移転について検討を行うこととします。

[参考] まちづくり事業等の区域に位置する消防署所

見沼消防署蓮沼出張所、桜消防署西浦和出張所、岩槻消防署太田出張所（現庁舎）

第4部 消防車両整備計画・人員整備計画（後期5年間）

## 第1章 基本的な考え方

### 1 消防力適正配置の促進

第1部に記載のとおり、本市の消防力（消防車両及び人員。以下、この章において同じ。）は充足率、平均走行時間ともに高い運用効果を示しています。市民の安全を災害から保護するため、現有消防力を最大限に発揮できるよう、消防需要に応じた消防力の適正配置を進めます。

### 2 高齢化の進行

将来人口予測では、今後、高齢化の進行が見込まれており、第1部第3章第1節に記載のとおり、救急需要の大幅な増大が予測されています。

消防力の再構築と効果的な運用により、社会環境の変化に応じた持続可能な消防体制の構築を図ります。

### 3 発展するさいたま市

総合振興計画では、本市が将来的に目指す都市構造として、2つの都心（大宮駅周辺・さいたま新都心周辺地区、浦和駅周辺地区）、4つの副都心（日進・宮原地区、武蔵浦和地区、美園地区、岩槻駅周辺地区）を挙げています。これらの地域については、今後、更なる都市化が見込まれるため、消防需要と消防力の不均衡が生じる恐れがあります。

そのため、これらの地域に対しては、消防車両及び人員を重点的に配備していきます。

### 4 効率的な行財政運営

24時間365日、市民の安全・安心を確保できる体制を維持することを基本とし、厳しい財政状況や行財政改革の視点を考慮した運営を行います。

### 5 庁舎整備の進捗に合わせた車両・人員の整備

消防車両及び人員の増強については、事務室、仮眠室及び車庫等の条件が整っていることが前提となるため、庁舎整備の状況等を考慮し、段階的に整備します。

## 第2章 消防車両の整備

### 1 消防ポンプ自動車

#### (1) 車両整備の考え

前期整備計画において、消防ポンプ自動車の整備目標を40台とし、署所整備に併せて1台の増強を図ることで、現有数は39台となりました。

消防力適正配置調査の結果によると、市内の火災需要に対し、消防ポンプ自動車が出場から平均2.8分で現場到着し、ほとんどの地域で走行時間5.5分以内に到着できる体制が整備されています。また、特に延焼危険性の高い地区や、5.5分以内に到着できない一部地域については、初動から消防ポンプ自動車を4台多く出場させるなど、延焼防止に必要な措置を講じています。さらに、市内にはさいたまスーパーアリーナや埼玉スタジアム2002をはじめ、大宮駅、大型商業施設等の集客能力が高い施設が多く存在することから、火災発生時の人命危険、延焼危険が高くなります。また、救急要請も多い場所で、救急や救助などの災害が同時に複数発生し、直近の消防ポンプ自動車当該事案に対応することで、火災発生時に直近署所から出場できない可能性も高くなります。

そこで、次の考えのもと、消防ポンプ自動車の適正配置を図ります。

ア 消防署については、水難救助などマンパワーを要する特定任務を担当しており、区内の火災予防対策の充実及び救急需要増大時における非常用救急自動車の運用を図るため、2台配置を基本とします。

イ 出張所については、1台配置を原則とし、消防需要の高い地区の直近出張所については、区内の火災予防対策の充実を図るため2台配置とします。

#### (2) 基準

ア 消防署 2台

イ 消防需要の高い出張所 2台

ウ 上記イ以外の出張所 1台

#### (3) 基準数

40台

#### (4) 充足率

現 有 数	39 台	充足率	97.5%
基 準 数	40 台		(-1台)

#### (5) 整備計画

すでに2台配備している各出張所に加えて、今後、武蔵浦和地区については、庁舎整備等の状況を踏まえ増強配備します。

（6）延焼危険が高い地区への対応

上記（1）に記載のとおり、平時においては初動から消防力を重点的に投入することで、効果的に延焼拡大を防止していますが、特に震災時などで火災が同時多発した際には、全市的に消防力が劣勢になると考えられます。

そこで、延焼危険が高い地区については、管轄消防署長の指定による強化出場、近隣署所への非常用消防ポンプ自動車の配備、耐震性貯水槽などの消防水利の整備、管轄消防分団への同時4線放水可能な消防ポンプ自動車の配備、自主防災組織等との連携強化など、延焼防止に必要な措置を講じます。

【車両及び活動状況】



## 2 はしご自動車又は屈折はしご自動車

### (1) 車両整備の考え

前期整備計画において、消防署（管轄区域内の出張所を含む。）に、はしご自動車（屈折はしご自動車を含む。以下同じ。）1台を配置することで整備目標を10台とし、現有数の10台を維持しました。

消防力適正配置調査の結果によると、市内の中高層建物（防火対象物のうち4階以上の建築物）に対し、はしご自動車が出場から平均4.0分で現場到着し、10分以内にほとんどの中高層建物に到着できる体制が整備されています。また、中高層建築物については、建築基準法や消防法で、高い耐火性能や避難器具などの消防用設備の設置が義務付けされています。

本市の中高層建築物数は前期整備計画策定時と比べ、約7,200棟から約7,500棟へと約300棟増加しています。また、将来人口推計では、依然として本市は人口増加局面にあり、中高層建築物数も増えることが予想されることから、安全・安心な市民生活を確保するため、現有台数を維持することとします。

### (2) 基準

消防署（管轄区域内の出張所を含む。）に1台を配置します。

### (3) 基準数

10台

### (4) 充足率

現有数	10台	充足率	100.0%
基準数	10台		

### (5) 整備計画

現有台数を維持します。

【車両及び活動状況】



### 3 化学消防車

#### (1) 車両整備の考え

前期整備計画において、危険物施設等の火災に対応するため、危険物施設の分布状況等を勘案して、化学消防車の整備目標を3台とし、1台を削減しました。

国が示す消防力の整備指針では、市町村の管轄区域内の危険物施設（消防法別表第1に定める第4類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋外貯蔵所及び一般取扱所。以下同じ。）の規模により備えるべき化学消防車の台数が規定されており、本市の規模では3台となっています。

消防力適正配置調査の結果によると、市内の危険物施設は、施設数、指定数量の倍数とともに、北区、桜区及び岩槻区に多く分布しています。

危険物施設火災に出場する化学消防車ですが、近年、危険物施設火災の発生は少なく、市内で危険物施設火災が同時に発生する可能性は極めて低いことから、前整備計画策定以前から消防ポンプ自動車との乗換運用としてきました。また、各消防署所の水槽付消防ポンプ自動車には危険物火災の対応に必要な資機材（薬液）を積載しており、直近10年間の傾向を見ても、本市の危険物施設数及び指定数量の倍数は今後、減少が見込まれます。

今後については、現有台数を維持することとします。

#### (2) 基準

危険物施設の分布及び今後の見込み並びに水槽付消防ポンプ自動車への資機材配備などの状況を勘案して、3台を署所に配置します。

#### (3) 基準数

3台

#### (4) 充足率

現 有 数	3台	充足率	100.0%
基 準 数	3台		

#### (5) 整備計画

現有台数を維持します。

【車両及び活動状況】



## 4 救急自動車

### (1) 車両整備の考え

前期整備計画において、全ての署所に救急自動車を1台以上配置することで整備目標を32台とし、署所整備などに併せ既存台数の30台から2台の増強を図り、現有数は32台となりました。

第1部第3章第1節に記載のとおり、令和12(2030)年まで、特に浦和区、南区を中心とする地域と鉄道沿線にかけて、救急需要の増大が見込まれています。救急出場件数の増加に伴い、より遠方の救急自動車が出場することで、平均走行時間の延伸が懸念されており、令和2(2020)年の救急体制(30台)により令和12(2030)年の救急需要に対応した場合、次のような試算結果が示されております。

【救急自動車の運用効果（現状体制／令和12(2030)年需要）】

区域名	救急搬送 人員推計 [人/年]	一定時間内に到着可能な災害の累積比率[%]					平均走行 時間[分]
		3.5分以内	4.5分以内	5.5分以内	6.5分以内	7.5分以内	
西区	5,556	3 (-6)	38 (-12)	83 (-1)	94 (1)	97 (1)	4.9 (0.2)
北区	8,394	34 (-2)	69 (-1)	89 (-1)	96 (-1)	98 (-1)	4.1 (0.1)
大宮区	6,918	77 (-7)	92 (-2)	99 -	100 -	100 -	2.6 (0.1)
見沼区	10,172	38 (-5)	75 (-6)	98 (-1)	100 -	100 -	3.8 (0.2)
中央区	5,694	65 (-6)	91 (-3)	99 -	100 -	100 -	2.9 (0.1)
桜区	5,846	25 (-9)	60 (-9)	96 (-2)	100 -	100 -	4.1 (0.3)
浦和区	8,960	30 (-14)	62 (-28)	93 (-7)	100 -	100 -	4.0 (0.6)
南区	10,214	35 (-17)	79 (-8)	94 (-3)	99 (-1)	100 -	3.9 (0.4)
緑区	6,962	17 (-19)	59 (-10)	93 (-2)	100 -	100 -	4.3 (0.3)
岩槻区	7,277	39 (-6)	69 (-3)	84 (-2)	90 (-2)	95 (-2)	4.2 (0.2)
全域	75,994	36 (-11)	70 (-9)	93 (-2)	98 -	99 -	3.9 (0.3)

※比率は小数点以下、平均走行時間は小数点以下第2位で四捨五入して表示している。  
 ※括弧内は現状需要との差分を表し、比率は0.5%、平均走行時間は0.05分より小さな変化は変化無し「-」とし、大きな変化は四捨五入して表示している。

(出典) 令和元年度消防力適正配置調査

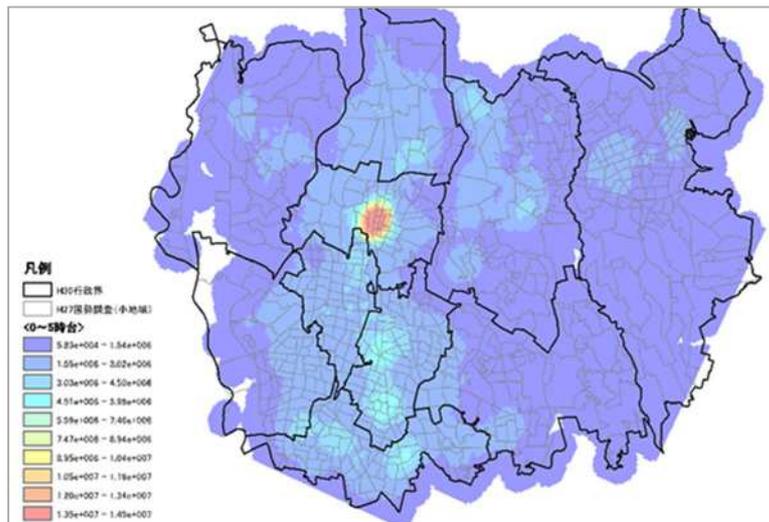
上記の結果から逆算し、救急隊の出場頻度を一定レベル以下に留めるためには、令和12(2030)年の救急出場件数推計の伸び率と同等の36台程度が必要となりますが、救急出場件数の大幅な増加は、いわゆる団塊の世代が75歳を超える令和7(2025)年以降になると考えられます。

そこで、令和12(2030)年を36台相当の救急体制で対応できるよう、令和2(2020)年から令和7(2025)年までの5年間に、救急自動車2台の増車を図りましたが、予想を超える救急要請に引き続き対応するため、令和12(2030)年度までの5年間に、3台の増車を図ります。また、消防・救急体制の充実強化と合わせ、効果的・効率的な運用を目指し、今後5年間に次の取組を行います。

ア 救急需要に応じた適正配置の促進

平成30（2018）年中の救急要請場所を時間帯別に分析した結果、日中はおおむねどの時間帯も第1部第2章第3節のように分布していたが、深夜時間帯は大宮駅周辺に集中していることから、当該時間帯に救急隊を重点的に配置することで、早期に現場到着できる体制を整備する取組を行います。

【0:00～5:00の救急要請分布】

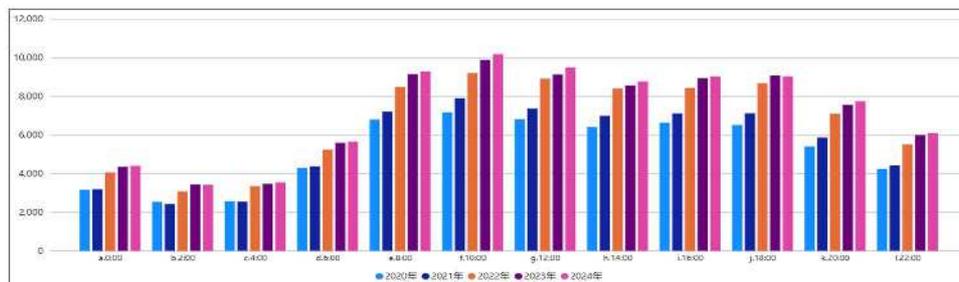


（出典）令和元年度消防力適正配置調査

イ 日勤救急隊の運用

過去5年分の救急要請件数を時間帯別に分析した結果、前期整備計画期間と同様に特に日中時間帯の増加が著しいことから、日中時間帯における救急自動車の台数を重点的に増加させることで、効率的に救急要請の増加に対応する取組で、令和7（2025）年度に本市初の日勤救急隊を運用したため、引き続き、効果の検証を行っていきます。また、救急救命士の有資格者で、育児や介護等の事情により交替制勤務が難しい職員が、資格を活かして働き続けられる体制の整備を推進します。

【時間帯別119番通報件数の経年推移】

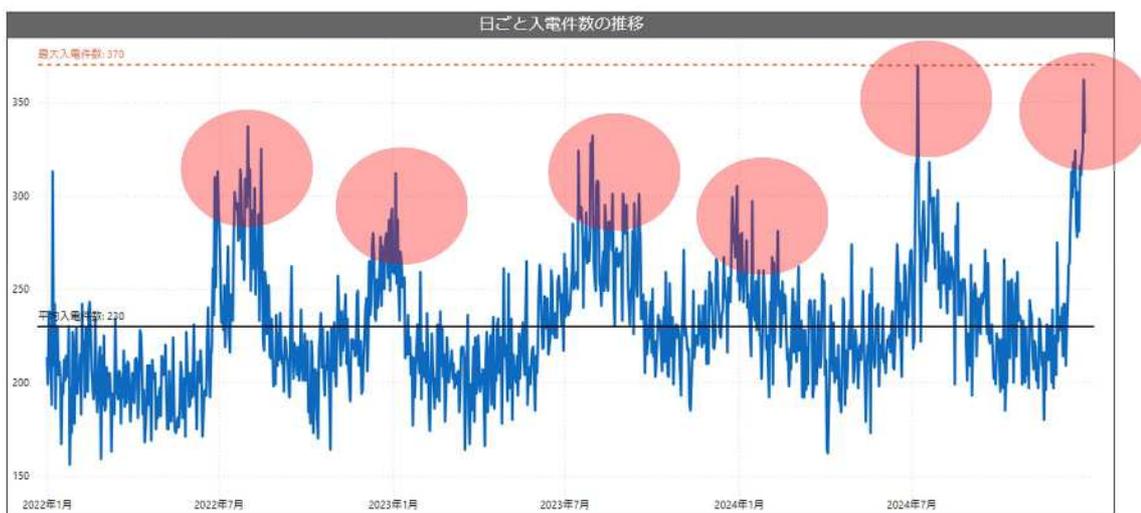


（出典）さいたまシティスタット基盤により作成

ウ 救急要請増加時の特設救急隊運用

過去3年間の救急要請件数を日別に分析した結果、前期整備計画期間と同様に毎年1月と7月前後に多くの救急要請を受けていることから、救急要請増加時に速やかに特設救急隊を運用することで、救急要請の増減に柔軟に対応する取組で、令和6（2024）年度から開始し、一定の効果が得られています。

【日別 119 番通報件数の推移】



（出典）さいたまシティスタット基盤により作成

エ 救急活動時間の短縮

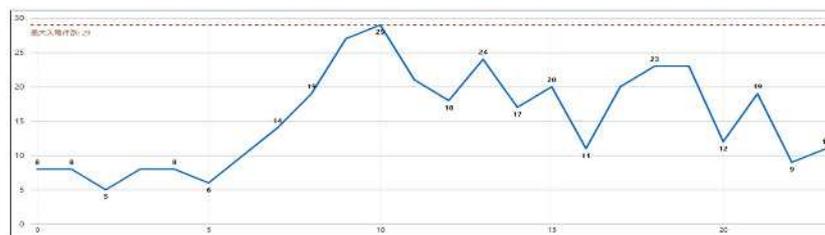
救急要請1件の対応に要する時間と、救急要請への対応余力には相関性が認められることから、特に救急要請多発時の救急活動時間を短縮することにより、限りある救急自動車で数多くの救急要請に対応する取組（収容医療機関の早期決定や、医師引継後の早期再出場準備などによる時間短縮を想定）を行います。

【救急要請1件に要する時間と対応可能件数の関係性の検討】

- ・仮に、救急1件あたりの平均活動時間（入電～帰署）が90分、救急自動車の台数を30台とします。
- ・この場合、救急自動車Aが出場指令を受け、帰署するまでの90分間に、3分（90分÷30台）間隔で指令が入るとすると、31件目の出場指令は救急自動車Aが受けることになります。
- ・3分おきに指令が入る＝1時間あたり20件（60分÷3分間隔）までの通報であれば、救急自動車30台で対応し続けることができます。
- ・上記の関係は、次の式で表すことができます。

$$\text{(式) 1時間あたりの救急要請対応可能件数} = \frac{60 \times \text{救急自動車の台数}}{\text{救急1件あたりの平均活動時間}}$$

【参考例】 救急要請多発日の時間別 119 番通報件数（2024/7/8 ※370 件）



（出典）さいたまシティスタット基盤により作成

(2) 基準

救急自動車の出場から現場到着までの時間を、令和2（2020）年の水準から延伸させないことを整備目標とし、全ての署所に1台、消防需要の高い地域に近接する署所には2台（日勤救急隊を含む）を配置します。

なお、前期整備計画における基準数 32 台を 35 台に上方修正しました。

(3) 基準数

35 台

(4) 充足率

現 有 数	32 台	充足率	91.4% (- 3 台)
基 準 数	35 台		

(5) 整備計画

救急ワークステーション、浦和駅周辺地区及び大宮駅周辺・さいたま新都心周辺地区について、庁舎整備等の状況を踏まえ順次3台を配置します。

(6) 今後の施策展開

救急要請がさらに増加することが見込まれていることから、令和12（2030）年までの救急需要に対応できるよう、マイナ救急の活用、日勤救急隊の拡大及びさいたまシティスタット基盤等を活用し、また、救急需要に応じた救急隊の機動的運用（移動待機）の導入を検討することで、効率的な運用を実現し、36 台から1台削減を図ります。これにより、大宮駅周辺・さいたま新都心周辺地区、浦和駅周辺地区の救急体制をより強固にすることで、2都心4副都心に対して、救急体制の強化を図ります。

【車両及び活動状況】



## 5 救助工作車

### (1) 車両整備の考え

前期整備計画において、消防署に救助工作車1台を配置することで整備目標を10台とし、現有数の10台を維持しました。

消防力適正配置調査の結果によると、市内で発生する救助要請に対し、救助工作車が出場から平均4.5分で現場到着し、10分以内にほとんどの救助事案に到着できる体制が整備されています。

本市の救助件数は人口と比例関係にあり、救助出場件数は前期整備計画策定当時と比べ、約800件から約1,200件へと400件増加しています。また、将来人口推計では、依然として本市は人口増加局面にあり、救助件数も増えることが予想されることから、安全・安心な市民生活を確保するため、現有台数を維持することとします。

### (2) 基準

消防署に1台を配置します。

### (3) 基準数

10台

※救助工作車IV型については、2台1組で運用する車両であることから、1台として計上するものとします。

### (4) 充足率

現有数	10台	充足率	100.0%
基準数	10台		

### (5) 整備計画

現有台数を維持します。

【車両及び活動状況】



## 6 指揮車

### (1) 車両整備の考え

前期整備計画において、消防署に指揮車1台を配置することで整備目標を10台とし、現有数10台を維持しました。

国が示す消防力の整備指針では、指揮車の台数を消防署の数と同数を基準として、地域特性を勘案した数としています。本市では、10消防署に10指揮隊を配置しており、現有台数を維持することとします。

### (2) 基準

消防署に1台を配置します。

### (3) 基準数

10台

### (4) 充足率

現有数	10台	充足率	100.0%
基準数	10台		

### (5) 整備計画

現有台数を維持します。

【車両及び活動状況】



## 7 特殊車等

### (1) 特殊災害対応車

#### ア 車両整備の考え

特殊災害対応車は、毒・劇物等化学物質、放射性物質などの災害に対応することを目的とし、各種測定機器、化学防護服、応急措置用資機材などを積載する車両です。

今後については、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和61年自治省令第22号）において、指定都市が備えるべき車両であることから、現有台数を維持することとします。

#### イ 基準

市内全域に対応する車両として、1台を署所に配置します。

#### ウ 基準数

1台

#### エ 充足率

現有数	1台	充足率	100.0%
基準数	1台		

#### オ 整備計画

現有台数を維持します。

【車両及び活動状況】



(2) 資機材搬送車

ア 車両整備の考え

資機材搬送車は、水難救助用資機材、テロ対策用特殊救助資機材及び集団救急用資機材等を災害現場に搬送するための車両です。

今後については、消防団に整備した救助ボートの搬送など、風水害等の大規模災害発生時の対応を強化するため、増強整備を行います。

イ 基準

消防局及び消防署に1台を配置します。

ウ 基準数

11台

エ 充足率

現 有 数	10 台	充足率	90.9%
基 準 数	11 台		(-1台)

オ 整備計画

南消防署の整備等の状況を踏まえ、増強配備します。

【車両及び活動状況】



(3) 大型水槽車

ア 車両整備の考え

大型水槽車は、高速道路上や消防水利の乏しい地域での火災に対応するため、5トン以上の消火水とポンプを装備した車両です。

今後については、現有台数を維持することとします。

イ 基準

市内全域に対応する車両として、2台を署所に配置します。

ウ 基準数

2台

エ 充足率

現有数	2台	充足率	100.0%
基準数	2台		

オ 整備計画

現有台数を維持します。

【車両及び活動状況】



(4) 電源照明車

ア 車両整備の考え

電源照明車は、高い発電能力を有し、現場の照明活動や電動資機材への電力供給などを行うことが可能な車両です。

今後については、現有台数を維持することとします。

イ 基準

市内全域に対応する車両として、1台を署所に配置します。

ウ 基準数

1台

エ 充足率

現 有 数	1 台	充足率	100.0%
基 準 数	1 台		

オ 整備計画

現有台数を維持します。

【車両及び活動状況】



(5) 水難救助車

ア 車両整備の考え

水難救助車は、ボートや船外機、ウェットスーツ等の資機材を積載し、水難救助事故に対応する車両です。

今後については、現有台数を維持することとします。

イ 基準

市内全域に対応する車両として、1台を署所に配置します。

ウ 基準数

1台

エ 充足率

現 有 数	1 台	充足率	100.0%
基 準 数	1 台		

オ 整備計画

現有台数を維持します。

【車両及び活動状況】



(6) 特別高度工作車

ア 車両整備の考え

特別高度工作車は、大型のファンを搭載し、ファンを高速回転させることで大量の送気と噴霧放水が可能で、耐火構造建物火災やトンネル火災、大規模工場火災等の濃煙排除などに対応する車両です。

なお、消防組織法第50条の規定による無償貸与車両となります。

今後については、現有台数を維持することとします。

イ 基準

市内全域に対応する車両として、1台を署所に配置します。

ウ 基準数

1台

エ 充足率

現 有 数	1 台	充足率	100.0%
基 準 数	1 台		

オ 整備計画

現有台数を維持します。

【車両の状況】



(7) 後方支援車

ア 車両整備の考え

後方支援車は、大規模災害や特殊災害の発生時において、長時間の消防活動を行うための活動拠点や、多数傷病者発生時の応急救護所となるスペースを有している車両です。

今後については、現有台数を維持することとします。

イ 基準

市内全域に対応する車両として、1台を署所に配置します。

ウ 基準数

1台

エ 充足率

現有数	1台	充足率	100.0%
基準数	1台		

オ 整備計画

現有台数を維持します。

【車両の状況】



(8) 指揮支援車

ア 車両整備の考え

指揮支援車は、地震等の大規模災害発生時において、ライフライン等の都市機能を失った地域での消防活動の最前線基地として活用し、現場での指揮機能の強化を図るため、災害映像を送受信する通信機能を有している車両です。

今後については、現有台数を維持することとします。

イ 基準

市内全域に対応する車両として、1台を署所に配置します。

ウ 基準数

1台

エ 充足率

現有数	1台	充足率	100.0%
基準数	1台		

オ 整備計画

現有台数を維持します。

【車両の状況】



(9) 火災調査車

ア 車両整備の考え

火災調査車は、現場発掘資機材や鑑識資機材を活用し、火災現場において発生原因や損害等を調査する車両です。

今後については、現有台数を維持することとします。

イ 基準

市内全域に対応する車両として、1台を消防局に配置します。

ウ 基準数

1台

エ 充足率

現有数	1台	充足率	100.0%
基準数	1台		

オ 整備計画

現有台数を維持します。

【車両及び活動状況】



(10) 人員輸送車

ア 車両整備の考え

人員輸送車は、多数傷病者が発生した場合の軽症者の緊急搬送や、浸水区域から救助した市民の高台への緊急搬送などに活用する車両です。前期期間で増強を計画した1台については、令和7年度に整備を進めていましたが、事業を翌年度に繰り越し、令和8年度中に増強が完了する見込みです。

イ 基準

市内全域に対応する車両として、3台を消防局及び署所に配置します。

ウ 基準数

3台

エ 充足率

現 有 数	2台	充足率	66.7%
基 準 数	3台		(-1台)

オ 整備計画

現有台数を維持します。

【車両及び活動状況】



(11) 燃料補給車

ア 車両整備の考え

燃料補給車は、990 リットルの軽油用タンクを積載し、長時間災害時に各部隊に燃料（軽油）補給を行う車両です。

なお、消防組織法第 50 条の規定による無償貸与車両となります。

今後については、現有台数を維持することとします。

イ 基準

市内全域に対応する車両として、1 台を消防局又は署所に配置します。

ウ 基準数

1 台

エ 充足率

現有数	1 台	充足率	100.0%
基準数	1 台		

オ 整備計画

現有台数を維持します。

【車両及び活動状況】



(12) 重機搬送車

ア 車両整備の考え

重機搬送車は、土砂災害等における救助活動での土砂掘削や瓦礫除去で活用する5トン重機を積載する車両です。

なお、消防組織法第50条の規定による無償貸与車両となります。

今後については、現有台数を維持することとします。

イ 基準

市内全域に対応する車両として、1台を署所に配置します。

ウ 基準数

1台

エ 充足率

現有数	1台	充足率	100.0%
基準数	1台		

オ 整備計画

現有台数を維持します。

【車両及び活動状況】



(13) 小型救助車

ア 車両整備の考え

小型救助車は、瓦礫等が散乱する地震災害や土砂災害等において、一般的な消防車両では進入が困難な地域へ小型の機動力及び走破性及び資機材搬送能力を活かし、迅速に情報収集や救助活動を行う車両です。

なお、消防組織法第50条の規定による無償貸与車両となります。

今後については、現有台数を維持することとします。

イ 基準

市内全域に対応する車両として、1台を署所に配置します。

ウ 基準数

1台

エ 充足率

現 有 数	1 台	充足率	100.0%
基 準 数	1 台		

オ 整備計画

現有台数を維持します。

【車両及び活動状況】



## 8 非常用消防用自動車等

### (1) 消防ポンプ自動車

#### ア 車両整備の考え

非常用消防ポンプ自動車は、大規模な火災発生時や台風等の自然災害発生時のように、平時の消防力では対応が困難な場合、または平時に運用している消防ポンプ自動車が点検等で使用できない場合などに活用する車両です。今後については、現有台数を維持することとします。

#### イ 基準

消防署（管轄区域内の出張所を含む。）に1台を配置します。ただし、管轄区域内に出張所が2以上ある消防署については、2台配置を原則とします。

#### ウ 基準数

15台

#### エ 充足率

現 有 数	15台	充足率	100.0%
基 準 数	15台		

#### オ 整備計画

現有台数を維持します。

### (2) 救急自動車

#### ア 車両整備の考え

非常用救急自動車は、多数の傷病者が発生した場合、または平時に運用している救急自動車が点検等で使用できない場合などに活用する車両です。今後については、現有台数を維持することとします。

#### イ 基準

消防局及び消防署（管轄区域内の出張所を含む。）に1台を配置します。

#### ウ 基準数

11台

#### エ 充足率

現 有 数	11台	充足率	100.0%
基 準 数	11台		

#### オ 整備計画

現有台数を維持します。

(3) 救助工作車

ア 車両整備の考え

非常用救助工作車は、平時に運用している救助工作車が点検等で使用できない場合などに活用する車両です。今後については、現有台数を維持することとします。

イ 基準

消防署に1台を配置します。

ウ 基準数

1台

エ 充足率

現有数	1台	充足率	100.0%
基準数	1台		

オ 整備計画

現有台数を維持します。

(4) 指揮車

ア 車両整備の考え

非常用指揮車は、平時に運用している指揮車が点検等で使用できない場合などに活用する車両です。

今後については、現有台数を維持することとします。

イ 基準

消防局に1台を配置します。

ウ 基準数

1台

エ 充足率

現有数	1台	充足率	100.0%
基準数	1台		

オ 整備計画

現有台数を維持します。

〔参考〕消防車両整備計画一覧

種別		現有数	基準数	充足率
消防ポンプ自動車		39台	40台	97.5%
はしご自動車		10台	10台	100.0%
化学消防車		3台	3台	100.0%
救急自動車		32台	35台	91.4%
救助工作車		10台	10台	100.0%
指揮車		10台	10台	100.0%
特殊車等	特殊災害対応車	1台	1台	100.0%
	資機材搬送車	10台	11台	90.9%
	大型水槽車	2台	2台	100.0%
	電源照明車	1台	1台	100.0%
	水難救助車	1台	1台	100.0%
	特別高度工作車	1台	1台	100.0%
	後方支援車	1台	1台	100.0%
	指揮支援車	1台	1台	100.0%
	火災調査車	1台	1台	100.0%
	人員輸送車	2台	3台	66.7%
	燃料補給車	1台	1台	100.0%
	重機搬送車	1台	1台	100.0%
	小型救助車	1台	1台	100.0%
非常用	消防ポンプ自動車	15台	15台	100.0%
	救急自動車	11台	11台	100.0%
	救助工作車	1台	1台	100.0%
	指揮車	1台	1台	100.0%
合計		156台	162台	-

## 第3章 人員の整備

### 1 消防ポンプ自動車

(1) 人員整備の考え

消防ポンプ自動車の増車に合わせ、基準数を増員します。

(2) 基準

ア 2台配置の署所

(ア) 水槽付消防ポンプ自動車 搭乗人員5人

(イ) 消防ポンプ自動車 搭乗人員4人

イ 1台配置の出張所 搭乗人員5人

(3) 基準数

564人

※基準数のうち、20人については、消防署に常時置く通信員を兼務します。

(4) 充足率

前期計画基準数	564人	充足率	100.0%
基準数	564人	(増減)	

### 2 はしご自動車

(1) 人員整備の考え

はしご自動車は、現有台数を維持することから、人員についても基準数を維持します。

(2) 基準

搭乗人員2人

(3) 基準数

61人

(4) 充足率

前期計画基準数	61人	充足率	100.0%
基準数	61人	(増減)	

### 3 化学消防車

化学消防車については、消防ポンプ自動車と乗換運用することから、運用に必要な人員は、消防ポンプ自動車に含まれているため計上しないこととします。

#### 4 救急自動車

(1) 人員整備の考え

救急要請の増加に対応するため、基準数を増員します。

(2) 基準

搭乗人員3人

(3) 基準数

322人

(4) 充足率

前期計画基準数	292人	充足率 (増減)	90.7% (30人増)
基準数	322人		

#### 5 救助工作車

(1) 人員整備の考え

救助工作車は、現有台数を維持することから、人員についても基準数を維持します。

(2) 基準

搭乗人員5人

(3) 基準数

107人

(4) 充足率

前期計画基準数	107人	充足率 (増減)	100.0%
基準数	107人		

#### 6 指揮車

(1) 人員整備の考え

指揮車は、現有台数を維持することから、人員についても基準数を維持します。

(2) 基準

搭乗人員3人

(3) 基準数

91人

(4) 充足率

前期計画基準数	91人	充足率 (増減)	100.0%
基準数	91人		

## 7 特殊車等

特殊車等については、消防ポンプ自動車等と乗換運用することから、運用に必要な人員は、消防ポンプ自動車等に含まれているため計上しないこととします。

## 8 通信員

### (1) 人員整備の考え

救急要請の増加に伴い増加する119番通報に対応するため、基準数を増員します。

### (2) 基準

通信指令管制業務に必要な人員

### (3) 基準数

40人

### (4) 充足率

前期計画基準数	35人	充足率	87.5%
基準数	40人	(増減)	(5人増)

## 9 予防要員

### (1) 人員整備の考え

本市の発展に伴い増加している防火対象物等に対する査察執行体制を確保するため、基準数を増員します。

### (2) 基準

ア 予防事務に要する人員

206人

イ 危険物事務に要する人員

8人

### (3) 基準数

214人

※基準数のうち、104人については、消防ポンプ自動車の運用に必要な人員が兼務します。

ア 専従

前期計画基準数	100人	充足率	90.9%
基準数	110人	(増減)	(10人増)

イ 兼務

前期計画基準数	104人	充足率	100.0%
基準数	104人	(増減)	

## 10 消防事務等要員

(1) 人員整備の考え

事務執行体制の確保のため、基準数を維持します。

(2) 基準

消防の相互応援に関する事務、救急業務の企画立案、消防団の運営等の執行のために必要な人員

(3) 基準数

129人

(4) 充足率

前期計画基準数	129人	充足率 (増減)	100.0%
基準数	129人		

## 11 その他（育児休業代替職員）

(1) 人員整備の考え

さいたま市定員管理計画5 定員管理の方針において、「育児休業取得職員等の代替について、常勤職員による1：1配置を推進していく。」と記載があり、消防局においても消防力を維持するため、新たに基準数を設けます。

(2) 基準

育児休業取得予定者の業務を当該年度に代替として執行するために必要な人員

(3) 基準数

75人

(4) 充足率

前期計画基準数	0人	充足率 (増減)	0.0% (75人増)
基準数	75人		

## [参考] 基準数一覧

区分		前期計画基準数	基準数	増減
警防要員	消防ポンプ自動車	564人	564人	—
	はしご自動車	61人	61人	—
	救急自動車	292人	322人	30人増
	救助工作車	107人	107人	—
	指揮車	91人	91人	—
通信員		35人	40人	5人増
予防要員		204人	214人	
	専従	100人	110人	10人増
	兼務	104人	104人	—
消防事務等要員		129人	129人	—
その他（育児休業代替職員）※		0人	75人	75人増
合計		1,379人	1,499人	120人増

※市の方針に準じ、消防力を維持するため育児休業代替職員を増員するものです。

## 12 増員計画

## (1) 救急隊3台増強に伴う増員

第4部第2章4に記載したとおり、救急隊3隊の増強に伴い、当該救急隊の要員として令和12（2030）年度までに30人を増員します。

## (2) 通信指令管制業務の強化に伴う増員

第4部第3章8に記載したとおり、119番通報受信体制の強化に伴い、通信員として令和12（2030）年度までに5人を増員します。

## (3) 予防業務の強化に伴う増員

第4部第3章9に記載したとおり、本市の発展に伴い増加している防火対象物等に対する査察執行体制を確保するため、予防要員として令和12（2030）年度までに10人を増員します。

## (4) その他（育児休業代替職員）の増員

第4部第3章11に記載したとおり、消防力を維持するため、その他（育児休業代替職員）として令和12（2030）年度までに育児休業の取得状況に鑑みて段階的に増員します。

## ～参考資料～

- ・資料1 前期（令和3年度～令和7年度）消防力整備計画策定経過
- ・資料2 前期（令和3年度～令和7年度）消防力整備計画協議会設置要綱
- ・資料3 前期（令和3年度～令和7年度）消防力整備計画協議会 委員名簿
- ・資料4 後期（令和8年度～令和12年度）消防力整備計画策定経過
- ・資料5 後期（令和8年度～令和12年度）消防力整備計画協議会設置要綱
- ・資料6 後期（令和8年度～令和12年度）消防力整備計画協議会 委員名簿

前期（令和3年度～令和7年度）消防力整備計画策定経過

前期（令和3年度～令和7年度）消防力整備計画協議会		局内検討会及び研究部会
平成31年 (令和元年)	4月1日 設置 5月31日 第1回協議会 ・計画策定に向けた協議 12月4日 第2回協議会 ・適正配置調査の中間報告 ・計画コンセプトの協議	消防力あり方検討会（年3回） 9月2日、10月8日、11月20日  消防基盤研究部会（年5回） 6月19日、7月17日、8月21日 11月6日、12月19日  消防機動力研究部会（年6回） 6月26日、7月25日、8月22日 11月1日、11月14日、12月17日  消防総合力研究部会（年5回） 6月27日、8月1日、8月28日 10月31日、12月23日
令和2年	8月20日 第3回協議会 ・適正配置調査の最終報告 ・計画素案の協議 9～10月 第4回協議会（書面会議） ・計画素案の協議	消防力あり方検討会（年2回） 2月3日、3月5日  消防基盤研究部会（年1回） 1月16日  消防機動力研究部会（年1回） 1月24日  消防総合力研究部会（年1回） 1月20日

## 前期（令和3年度～令和7年度）消防力整備計画協議会設置要綱

## （設置）

第1条 さいたま市の消防力整備に関する成果や将来の整備方針等について、専門的かつ多様な意見を聴取し、さいたま市を災害に強い都市とするため、次期消防力整備計画協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## （組織）

第2条 協議会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。  
消防行政又は都市防災を研究し、識見を有する者  
自治会又は消防関連団体の代表者から指名された者  
前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

## （任期）

第3条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する翌年度の末日までとする。

- 2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## （会長及び職務代理者）

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。  
3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

## （協議会）

第5条 会長は、協議会を招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。  
3 協議会の会議は、原則として公開とする。

## （庶務）

第6条 協議会の庶務は、消防局総務部消防企画課において処理する。

## （その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

前期（令和3年度～令和7年度）消防力整備計画協議会  
委員名簿

【敬称略】

役職	氏名	所属・職名
会長	ながお いちろう 長尾 一郎	総務省消防庁 消防大学校 消防研究センター 所長
委員	にしだ ゆきお 西田 幸夫	埼玉大学 理工学研究科 環境科学・社会基盤部門 特任准教授・博士（工学）
//	とみざわ ひろし 冨澤 洋	さいたま市自治会連合会 副会長
//	ひがし きくこ 東 紀久子 <sup>※1</sup> まつもと すすむ 松本 進	公益社団法人さいたま市防火安全協会 副会長
//	のぐち としえ 野口 敏江	さいたま市消防団 消防副団長（広報指導分団担当）

※1 令和2年8月20日、東氏から松本氏に委員変更

後期（令和8年度～令和12年度）消防力整備計画策定経過

後期（令和8年度～令和12年度） 消防力整備計画（消防車両・人員整備計画）協議会		局内検討会
平成6年	4月1日 設置 7月16日 第1回協議会 ・計画策定に向けた協議 11月15日 第2回協議会 ・計画の方向性の協議	消防力あり方検討会（年3回） 6月4日、9月3日、10月23日
令和7年	3月11日 第3回協議会 ・計画素案の協議	消防力あり方検討会（年1回） 1月22日

## 後期（令和8年度～令和12年度）消防力整備計画（消防車両・人員整備計画）協議会設置要綱

## （設置）

第1条 さいたま市の消防力の整備（消防車両・人員整備）に関する成果や将来の整備方針等について、専門的かつ多様な意見を聴取し、さいたま市を災害に強い都市とするため、さいたま市消防力整備計画（消防車両・人員整備計画）協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## （組織）

第2条 協議会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 消防行政又は都市防災を研究し、識見を有する者
  - (2) 地方公務員の定年引上げに関し、識見を有する者
  - (3) 自治会又は消防関連団体の代表者から指名された者
  - (4) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

## （任期）

第3条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する翌年度の末日までとする。

- 2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## （会長及び職務代理者）

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

## （協議会）

第5条 会長は、協議会を招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 3 協議会の会議は、原則として公開とする。

## （庶務）

第6条 協議会の庶務は、消防局総務部消防企画課において処理する。

## （その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

後期（令和8年度～令和12年度）消防力整備計画（消防車両・人員整備計画）協議会  
委員名簿

【敬称略】

役職	氏名	所属・職名
会長	こばやし きょういち 小林 恭一	危険物保安技術協会 特別顧問
委員	つるた よしえ 鶴田 美恵	弁護士
//	まつもと としお 松本 敏雄	さいたま市自治会連合会 会長
//	たなか あやこ 田中 綾子	公益社団法人さいたま市防火安全協会 副会長
//	のぐち としえ 野口 敏江	さいたま市消防団 消防副団長（広報指導分団担当）

第5部 あらゆる災害に備えるために

## 第1章 大規模災害への備え

### 第1節 大規模災害に対する体制整備

本市ではこれまで、日常的な消防需要に対応するために必要な署所・消防車両・人員を着実に整備してきましたが、近年、全国各地で大規模な自然災害が多発しており、令和元年東日本台風では、本市においても大雨洪水警報が発表され、豪雨や暴風、浸水等により多方面にわたる被害が発生したところです。

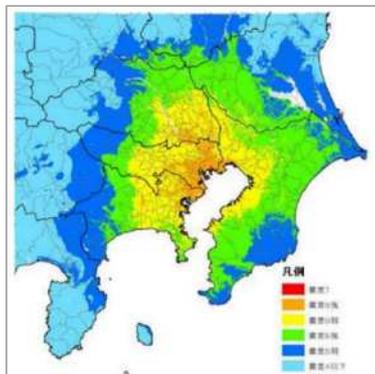
このような状況から、市民の大規模災害に対する意識も高まっており、序論第2章第3節、安全・安心に対する意識の変化で前述したとおり、「多くのケガ人が発生するような災害への対応（地震・テロ体制）」の項目について、42.5%の市民が現在よりも充実させたほうが良いと回答しています。

大規模災害時には、非常参集により通常の倍以上の消防職団員により市民の安全を確保し、さらに、緊急消防援助隊が全国各地から本市に応援に駆け付ける体制を整備していますが、応援部隊が十分な人命救助活動を行うためには、多くの車両が集結できる空間や確実な燃料補給体制を確保するなど、受援体制の更なる強化を図る必要があります。

そこで、本計画の大きな取組の一つとして、大規模災害の発生に備え、資機材搬送車などの特殊車両の増強整備や、本市の消防力を最大限に発揮するために必要な警防本部情報システムなどの消防活動態勢の整備を進めるとともに、全国の消防機関の応援部隊を受け入れる受援拠点施設の整備を図ります。

受援拠点施設では、全国的に消防職員の殉職事故が続いていることや、令和12（2030）年以降に消防職員の大量退職が見込まれていることなどを踏まえ、平時においては最前線で市民を守る消防職団員の教育訓練を行う施設を整備し、加えて市民が関わり合い、自助、共助及び公助の役割に応じた教育訓練の場を整備することを目指します。

【震度分布（都心南部直下地震）】



（出典）首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）

（平成25年12月中央防災会議首都直下地震対策検討WG）

## 第2節 受援機能を有する大規模訓練施設の整備

### 1 設置の目的

さいたま市直下地震の発生が危惧されるなか、大規模災害の発生時に即時対応し、市民の安全・安心を確保するため、受援機能を有する大規模訓練施設を整備します。

### 2 設置の効果

- (1) 本市において、大規模な地震や風水害が発生した際に、全国から集まる緊急消防援助隊の宿营地として活用され、円滑な消防活動体制及び効果的な受援体制を確立します。
- (2) 広大で多種多様な訓練施設を設置することで、消防部隊間による連携活動訓練や消防団の活動能力の向上を図ります。また、各種災害にさいたま市が適切に対応するために、市民及び消防職団員等に対し、自助、共助及び公助といった役割に応じた教育訓練の場を提供します。

### 3 目標年次及び設置条件

令和12(2030)年度までに、次の条件を踏まえた場所に受援機能を有する大規模訓練施設の整備を目指します。

- (1) 十分なオープンスペースが確保できること
- (2) 高速道路(東北自動車道)のインターチェンジ(IC)からのアクセスがよいこと
- (3) 緊急自動車(大型車両)が走行可能な道路幅、施設間口、強度があること
- (4) 浸水リスクが低いと見込まれる場所であること
- (5) ヘリ離着陸に支障がないこと
- (6) 市民利用の観点から交通の利便性を考慮すること

### 4 基本構想

- (1) さいたま市直下地震が発生した際に、災害活動拠点として市内に入ることが見込まれる緊急消防援助隊2~4府県大隊(約440隊)、約1,500名程度を受け入れる規模とし、緊急車両の駐車及び宿営のためのエアテント等を展開するオープンスペースを有する施設とする。
- (2) 消防部隊間による連携活動訓練や消防団の活動能力の向上を図るため、火災等を想定した訓練施設とする。
- (3) 消防職団員のほか、自主防災組織や市民が消防防災に関する知識や技術を身につける教育施設とする。

### 5 規模

敷地面積約25,000㎡以上とする。

## 6 施設概要

- (1) 屋外訓練場
- (2) 屋内訓練場
- (3) 消防職団員を対象とした研修施設
- (4) 自主防災組織や市民を対象とした消防防災教育施設
- (5) 中高層火災を想定した救助放水訓練施設
- (6) 水難救助訓練施設
- (7) ヘリポート
- (8) 自家給油取扱所
- (9) 非常用自家発電機設備
- (10) 災害用マンホールトイレ等

## 第2章 総合的取組

令和12(2030)年度までに目指す消防体制を実現するためには、消防力の整備に合わせ、次のような取組により、本市の総合的な消防防災力を向上する必要があります。

### 1 火災予防対策

火災の発生そのものを抑制し、被害の拡大防止を図るため、消防用設備を設置、管理し、適切な防火管理を行うことは、火災が発生した場合に備え消防ポンプ自動車を配置することと同様に重要となります。また、高齢化の進行とともに空き家等の増加などが懸念されており、火災予防や大規模災害発生時の延焼拡大防止の観点から、社会環境の変化に対応し、関係部局と緊密な連携を図っていく必要があります。

行政資源のインプットとして、第4部第3章において専任予防要員の充足と兼務予防要員の増員を図りますが、アウトプットにあたる火災予防の施策を効果的に展開し、市民・事業者とともに、火災被害の少ない安全なまち、さいたま市を実現していく必要があります。

### 2 救急需要対策

救急出場件数は今後も増加が見込まれることから、第4部第2、3章において救急自動車の増車と救急隊員の増員を図りますが、救急要請件数そのものの抑制も同時に重要となります。救急要請を行う市民は、救急車が必要と思うからこそ119番通報を行うのであって、救急搬送の約6割が軽症というのは結果に過ぎませんが、119救急ガイドや電話相談窓口「救急安心センター事業(＃7119)」の更なる普及を進め、救急車が必要な症状のときはためらわずに119番通報をしていただく、緊急性が低い症状のときは御自身で医療機関を受診していただくといった社会を、市民の協力を得て実現する必要があります。

また、熱中症の予防のため冷房の利用や水分補給を行う、降雪時に多い転倒事故への注意喚起を促すといった、積極的な予防広報により、救急車が必要となる事故の抑制に取り組むとともに、速やかに搬送先が決定できるよう、医療機関と連携を図る必要があります。

### 3 応急手当普及啓発

どんなに救急自動車を数多く配置しても、救急隊が到着するまでには一定の時間を要します。通報者や家族、救急現場に偶然居合わせた人によって行われる応急手当は、命の危機にある傷病者の救命効果を高めるために非常に重要です。このため救急現場に居合わせた市民が、適切な応急手当を実施できるよう普及啓発を行い、市民の協力を得て安全・安心なさいたま市を実現していく必要があります。

#### 4 消防団との連携強化

消防団については、本計画と同様に、総合振興計画に付随する個別計画である、さいたま市消防団充実強化計画に基づき、消防分団や消防分団車庫、消防団車両の増強整備を図っているところです。平時における火災防ぎょ活動はもとより、応急手当の普及啓発や地域における防災訓練の指導など、より市民に近い立場から地域防災力の中核を担う消防団と、即応性・専門性を持つ消防署が両輪となって本市の消防体制を構築しています。今後、大規模な風水害や地震などの自然災害に対する備えが求められており、消防署と同等の規模を有する消防団との更なる連携強化が不可欠となります。

#### 5 市民活動との連携強化

厚生労働省によると、健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）は年々延伸しており、地域では活力あふれる高齢者の方々が様々な場面で活躍しています。消防局では、大規模災害などに備え、知識、経験豊かな元消防職員による協力体制を制度化しています。地域の安全を高めるうえで、要配慮者や避難行動要支援者の支援にあたる自主防災組織等の市民活動との連携は重要であり、市民と共に安全なまち、さいたま市を実現する必要があります。

#### 6 先進技術を活用した消防体制の強化

地方公務員の定年が令和5（2023）年4月1日から段階的に引き上げられる中で、本市の消防職員の高齢化も大きな課題であり、先進素材による資機材の軽量化や先進技術による情報伝達の高度化、ドローンなどの機械導入により、活動隊員の負担の軽減と、消防活動の効率化が必要となります。また、火災現場における隊員の死傷事故や、近年の異常気象等による熱中症リスクから活動隊員を保護することも重要であり、安全管理体制の強化など、先進技術の調査・研究を進める必要があります。

さらに、ベテラン職員の退職や、火災件数が年々減少する現代において、次世代を担う若手消防職員、消防団員、市危機管理職員を効果的に育成指導し、災害対応能力の向上を図るため、実践的教育シミュレーションシステムの構築などが求められます。

#### 7 安心の119番受信体制の整備

指令センターは、今後、令和9（2027）年度にはシステムの全面更新が予定されています。また、救急需要の増大に伴い、119番通報件数の増加が見込まれることから、第4部第3章における通信管制員の増員を図るほか、増員に向けた指令台の増強や共同運用を視野に入れた構築場所の確保などの課題があります。

指令センターがあらゆる消防活動の基幹を成すことを踏まえると、警防本部との一体性は不可分であり、システムの更新場所等を含め、総合的に検討していく必要があります。

## 8 消防水利の整備

人員・機械・水利は、消防の3要素とも言われており、本市の消防防災力を総合的に高めるために、消防水利の充実も求められます。令和7（2025）年4月1日現在で、本市消防水利の充足率（消防水利の設置が必要なメッシュに対する設置率）は90%を超えていますが、引き続き、耐震性を有する防火水槽などの整備に取り組む必要があります。

## 9 人命救助のプロフェッショナル育成

限りある財源により増加する消防需要に対応していくためには、第4部第3章による人員の量的充実のほか、職員一人ひとりの職務能力の質的向上が必要不可欠です。前述のとおり、火災現場における隊員の受傷事故が発生しているなか、今後20年以内に経験豊富なベテラン職員の大量退職が見込まれることから、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までを運命の10年と捉え、若手職員に対する知識と技術の伝承に取り組む必要があります。

そこで、職員一人ひとりが高い専門性を有するスペシャリストであるとともに、複数分野で高い水準の職務能力を有する、人命救助の総合的なプロフェッショナルとなることを目標に、大規模訓練施設の整備や、適切なジョブローテーションや階層別研修等により、効率的な人材育成に取り組んでいく必要があります。

（参考）消防力の整備指針

### （消防職員の職務能力）

第26条 消防職員は、第3条各号に掲げる事項を実施することができるよう、訓練を受けること等を通じ、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能力を備え、その専門性を高めるとともに、複数の業務の経験を経て、それらの知識及び技術を有することにより、職務能力を総合的に高めるよう努めるものとする。

- ①警防要員 水火災又は地震等の災害の防御等に関する知識及び技術を有し、災害現場における警防活動等を的確に行うことができる能力
- ②予防要員 防火査察（火災の調査を含む。）及び防火管理、危険物、消防用設備等その他の火災の予防に関する知識及び技術を有し、火災の予防に関する業務等を的確に行うことができる能力
- ③救急隊の隊員 救急医学に関する知識並びに傷病者の観察、応急処置等に関する知識及び技術を有し、傷病者の搬送等の活動を的確に行うことができる能力
- ④救助隊の隊員 救助資機材等の取扱い及び各種災害における救助方法等に関する知識及び技術を有し、人命救助等の活動を的確に行うことができる能力

## 第3章 将来展望

本章では、30～50年後の将来を見据えた消防局の課題について記述しています。

### 1 消防の広域化

消防の広域化については、平成18（2006）年4月に改正された消防組織法において法制化され、国が定める「市町村の消防の広域化に関する基本指針」に基づき、平成20（2008）年3月に埼玉県消防広域化推進計画が策定されました（平成31年3月改定）。

市町村の消防の広域化に関する基本指針では、消防を取り巻く現状認識を「人口減少社会の到来、低密度化・高齢化の進展等に鑑み、消防力の維持・強化にあたって最も有効な消防の広域化を推進し、小規模消防本部の体制強化を図ることがこれまで以上に必要となっており、喫緊の最重要課題となっている。」としています。

現在は、埼玉県消防広域化推進計画において、県内を管轄人口が政令市程度の規模となるようブロックに分け、特に小規模消防本部の消防広域化を推進していることから、代表消防本部として今後の県内の動向に注視していきたいと考えています。

### 2 消防ヘリコプター

本市においては、埼玉県が3機の防災ヘリコプターを保有し、2機体制で運航する中で、埼玉県防災ヘリコプター応援協定を締結するとともに、航空隊長以下3名の消防職員を派遣し、埼玉県との密接な連携のもと、防災ヘリコプターによる航空支援を受けているところです。

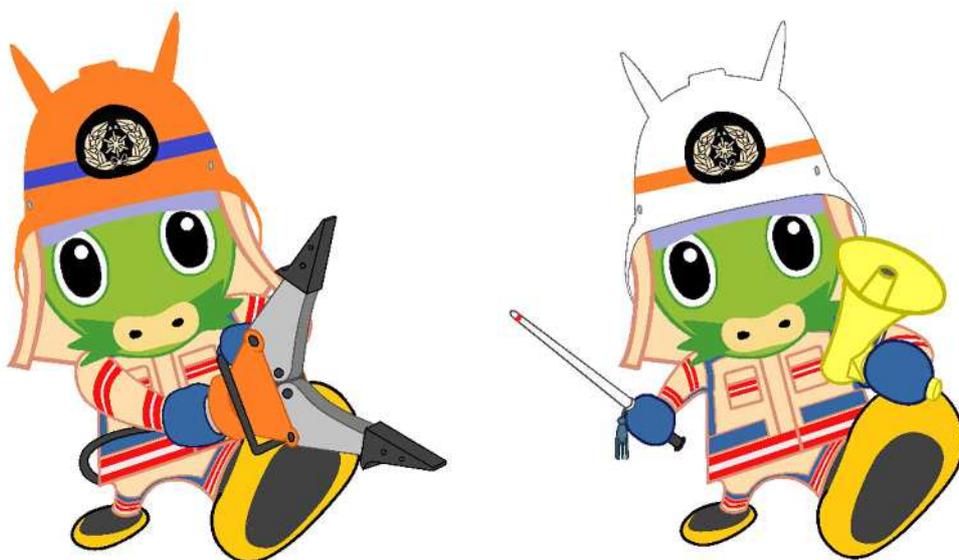
本市独自の消防ヘリコプター導入により、発生が危惧される首都直下地震や風水害等の大規模災害時における速やかな人命救助のほか、市内の詳細な被害状況把握による的確な初動体制の確立が期待されますが、その一方で、導入にあたっては機体整備や維持管理に要する財政負担、ヘリポートや操縦士の確保など、多くの課題があることから、本市における消防ヘリコプターの導入可能性や課題等について調査研究していきたいと考えています。

～おわりに～

さいたま市消防局は 24 時間 365 日、市民の暮らしを見守り、支えています。

安全は、あらゆる市民生活や企業活動を営む上での基盤であり、安全が前提にあるからこそ、多様化が図られていくものと考えられます。

今後も引き続き、市民の安全・安心な暮らしを十分に支えられるよう、消防の任務を果たし、市民が消防に寄せる期待に応え続けます。



さいたま市消防力整備計画  
令和3（2021）年3月策定  
令和8（2026）年3月改定

編集 さいたま市消防局総務部消防企画課  
〒330-0061  
さいたま市浦和区常盤6丁目1番28号  
TEL 048-833-7329  
FAX 048-833-7641